

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年1月31日
【事業年度】	第9期(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
【会社名】	セルソース株式会社
【英訳名】	CellSource Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 澤田 貴司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号
【電話番号】	03 - 6455 - 5308(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部長 伊賀 智洋
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号
【電話番号】	03 - 6455 - 5308(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部長 伊賀 智洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		2020年10月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
売上高	(千円)	1,855,475	2,922,232	4,273,829	4,510,544	4,355,063
経常利益	(千円)	412,807	1,006,367	1,583,639	1,194,268	236,652
当期純利益	(千円)	274,082	651,396	1,017,842	923,142	237,940
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	672,818	679,122	689,226	1,425,397	1,426,474
発行済株式総数	(株)	2,048,800	6,208,800	18,685,800	19,761,100	19,806,100
純資産額	(千円)	2,042,507	2,720,353	3,785,531	6,201,999	6,037,101
総資産額	(千円)	2,352,136	3,365,353	4,599,680	6,879,736	7,074,909
1株当たり純資産額	(円)	110.63	145.14	200.37	311.25	302.52
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	20.00 (-)	5.00 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	15.19	35.17	54.54	48.88	12.02
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	14.33	33.91	52.98	47.93	11.96
自己資本比率	(%)	86.7	80.3	81.4	89.4	84.7
自己資本利益率	(%)	15.0	27.5	31.6	18.7	3.9
株価収益率	(倍)	186.6	183.1	80.6	36.5	98.8
配当性向	(%)	-	-	-	40.9	41.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	330,225	898,194	847,603	846,691	591,723
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	57,832	256,117	169,388	624,080	614,961
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	152,648	9,347	14,421	1,449,123	437,244
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	1,757,015	2,409,322	3,123,580	4,781,022	4,320,915
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	68 〔12〕	90 〔22〕	109 〔36〕	151 〔45〕	157 〔38〕
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	313.3 (97.1)	712.0 (125.6)	485.9 (124.3)	199.3 (148.9)	134.0 (182.3)
最高株価	(円)	9,630 (39,500)	6,930 (22,290)	8,160	5,230	1,885
最低株価	(円)	8,450 (6,680)	6,350 (8,260)	2,364	1,766	1,129

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 第5期、第6期及び第7期の配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 従業員数欄の〔 〕には、臨時雇用者(パートタイマー及び派遣社員)の年間平均雇用人員(月末平均)を外数で記載しております。

5. 当社は、2020年11月1日付及び2021年11月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております

が、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 第5期以降の株主総利回り及び比較指標は、2019年10月期末を基準として算定しております。
7. 最高株価及び最低株価は2022年4月3日までは東京証券取引所マザーズ、2022年4月4日から2023年10月5日までは東京証券取引所グロース、2023年10月6日以降は東京証券取引所プライム市場における株価であります。
これに伴い、株主総利回りの算定に使用した比較指標につきましても、東証マザーズ指数からTOPIX（東証株価指数）に変更しております。
また、第5期の株価については2020年11月1日付の株式分割（1株 3株）による権利落ち後の、第6期の株価については2021年11月1日付の株式分割（1株 3株）による権利落ち後の最高株価及び最低株価を示しており、印は、夫々の株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 第8期の1株当たり配当額20円には、記念配当15円を含んでおります。

2 【沿革】

当社の創業者である山川雅之(当社代表取締役会長)及び裙本理人(当社取締役CX0)は、再生医療の産業化推進を目的として、2015年11月に東京都港区西麻布において当社を創業いたしました。

当社設立以降の主な沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
2015年11月	東京都港区西麻布に再生医療支援を事業目的としたセルソース株式会社(資本金90百万円)を設立
2016年3月	東京都渋谷区渋谷に「再生医療センター」として、CPC(Cell Processing Center)を開設
2016年3月	「FatBankサービス」及び「血液由来加工受託サービス」を開始
2016年4月	「美顔器の仕入販売」を開始
2016年5月	Medikan Co., Ltd.と同社医療機器製品の日本国内独占販売契約を締結
2016年6月	「医療機器製造業許可」並びに「第三種医療機器製造販売業許可」を取得
2016年8月	「医療機器販売」を開始
2016年8月	「化粧品製造販売業認可」を取得
2017年2月	「再生医療センター」において、「特定細胞加工物製造許可」を取得
2017年5月	「脂肪由来幹細胞加工受託サービス」を開始
2017年5月	「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に即した医療の提供を支援する「再生医療等法規対応サポートサービス」を全面提供開始
2017年7月	「シグナリフト」ブランドの化粧品の販売を開始
2018年1月	「高度管理医療機器等販売業許可」を取得
2018年8月	多血小板血漿(PRP)を加工し長期保管を可能にするPFCフリーズドライ製法の特許取得
2018年11月	東京都渋谷区渋谷に本社を移転
2019年6月	国立大学法人大阪大学と、エクソソームを含む細胞分泌物を用いる治療法確立を目的とした「共同研究契約」を締結
2019年10月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2019年11月	住商ファーマインターナショナル株式会社と「脂肪由来幹細胞の分譲に関する契約」を締結し研究用途での提供を開始

年月	概要
2020年3月	不妊治療を目的とした「産婦人科」向けの血液由来加工受託サービスを開始
2020年12月	国立大学法人大阪大学と、脂肪幹細胞由来エクソソーム等を用いた「慢性閉塞性肺疾患治療」に関する「共同研究契約」を締結
2021年6月	順天堂大学と、エクソソームを用いた脳梗塞後遺症・パーキンソン病の治療について「共同研究契約」を締結
2022年4月	東京証券取引所グロース市場へ移行
2022年4月	エクソソーム化粧品原料「セルソース Exosome」を開発
2022年6月	ペット保険のアニコム損保を子会社に持つアニコムホールディングス株式会社と動物医療の発展に向けて再生医療等分野で業務提携開始
2023年1月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行
2023年3月	「滑膜由来幹細胞加工受託サービス」を開始
2023年8月	神奈川県川崎市殿町に「羽田グローバルCPC」を開設
2023年10月	東京証券取引所プライム市場へ移行
2024年2月	卵子凍結保管受託サービス「卵子凍結あんしんバンク™」の提供を開始
2024年11月	ハイブリッドメディカル株式会社を設立し、子会社とする。

3 【事業の内容】

当社は、2014年11月の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下、「再生医療等安全性確保法」）」と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」）」施行を踏まえ、再生医療関連事業の産業化推進と同業での新たな価値創出を目指し2015年11月に創設され、当事業年度は第9期となります。当社は、「再生医療関連事業」として、再生医療()を提供する医療機関への血液や脂肪などに由来する「組織・細胞の加工受託・保管サービス」、再生医療等安全性確保法に関する再生医療等法規対応や経営管理を支援する「コンサルティングサービス」、「医療機器販売」、及び「化粧品販売その他」に取り組んでおります。

再生医療関連事業における各サービスの内容及び特徴は次のとおりであります。

- () 本書において「再生医療」は、「再生医療等安全性確保法」第2条第1項に定める「再生医療等」と同一の定義で使用しております。また、本書において「再生医療等」とは、かかる再生医療に加え、当社が提供する「血液由来加工受託サービス」や「FatBankサービス」を利用した治療など再生医療等安全性確保法の対象外の治療を含むものとしています。

(1) 組織・細胞の加工受託・保管サービス

血液由来加工受託サービス

本サービスにおいて当社は、整形外科、形成外科、産婦人科等の医療機関より委託を受けて、当該医療機関が患者から採取する血液を預かり、その血液から多血小板血漿(PRP)(1)を作成し、活性化させ、成長因子等を濃縮し、無細胞化した後に凍結乾燥(フリーズドライ)を施した「PFC-FD」(2)を作成する加工作業を行っております。なお、本サービスの委託者である医療機関は、公的医療保険が適用されない自費診療(以下、「自費診療」)のもとで当該患者に対して主に変形性膝関節症治療や不妊治療などを目的として、「PFC-FD」を用いて治療しております。

現在、自己血から抽出したPRPを患部に注入し自己組織の修復を促す治療が整形外科、形成外科、皮膚科、産婦人科等で行われておりますが、本サービスにおいて、特許取得済みの当社独自技術により加工作業される「PFC-FD」は、医療機関内にて室温かつ長期間での保存が可能である点が特徴であります。

本サービスでは、PFC-FDの加工作業の対価を収益として認識しております。

- (1) 「多血小板血漿(PRP)」とは、血小板が多く含まれる血漿の事であり、血液中の血小板は様々な成長因子を含有し、組織の治癒過程において細胞の働きを調整する機能を有しております。この作用を利用し、患部等にPRPを注入することで炎症を抑制させる等の効果が期待されております。
- (2) 「PFC-FD」を用いた療法は、サイトカイン(細胞から分泌される低分子のタンパク質である生理活性物質)のみを投与する療法となります。そのため、細胞加工物であるPRP療法とは異なり再生医療等安全性確保法の対象外となります。

脂肪由来幹細胞加工受託サービス

2014年11月に施行された「再生医療等安全性確保法」では、医療機関が、再生医療に用いる細胞の加工作業を特定細胞加工物製造許可を取得した加工施設を有する外部企業へ委託することが認められております。

当社の再生医療センターは同法に基づく当該製造許可を取得しており、整形外科や形成外科等の医療機関より委託を受けて、当該医療機関が患者から採取する脂肪組織を預かり、脂肪組織由来間葉系幹細胞(以下、「脂肪由来幹細胞」())を抽出、培養、凍結保存する加工作業を行っております。なお、本サービスの委託者である医療機関は、患者から採取した脂肪組織を加工した脂肪由来幹細胞を自費診療のもとで、当該患者に対して主に変形性膝関節症の治療に用いております。

当社の行う脂肪由来幹細胞の加工作業に必要な脂肪組織は、少量であり、抽出及び培養後は凍結処理により長期保存が可能であります。したがって、医療機関は本サービスを当社に委託することにより、少量の脂肪組織の採取で当該患者に対して複数回の脂肪由来幹細胞の患部への投与が可能となるため、医療機関及び患者の負担が軽減されます。

本サービスでは、委託者である医療機関からの要請による脂肪由来幹細胞の加工作業、配送並びに凍結保存の対価を収益として認識しております。

- () 「脂肪由来幹細胞」とは、脂肪、骨、筋肉、血管等の様々な組織への分化能を有する幹細胞であり、主に創傷治癒・抗炎症性免疫調節・新生血管形成等の働きがあるとされており、この作用を利用

し、患部等に脂肪由来幹細胞を注入することで炎症の抑制や硬化した組織の再生等の様々な効果が期待されています。また、医療業界での最近の研究から、これら作用・効果の機序として、幹細胞自身の直接作用のみでなく、幹細胞が産生する細胞外小胞(以下、「エクソソーム」)による周囲の細胞へのパラクライン効果(分泌物による近隣の細胞や組織への作用効果)が着目されています。

FatBankサービス

本サービスにおいて当社は、形成外科や美容外科等の医療機関より委託を受けて、医療機関が形成医療や美容医療等を目的として採取した患者の脂肪組織を預かり、脂肪組織を劣化させない超低温の環境で長期間の保管を行っております。従来、医療機関が脂肪組織を利用する医療を提供する際には、患者から都度、脂肪組織を採取しておりましたが、医療機関は本サービスを利用することで、必要な脂肪組織を安全に長期間保管しておくことができるようになります。そのため、医療提供時に患者から都度、脂肪組織を採取する必要がなくなり、医療機関及び患者の負担が軽減されます。

本サービスでは、脂肪組織の凍結保存処理、配送並びに1年を超える保管に係る保管延長料の対価を収益として認識しております。

(2) コンサルティングサービス

再生医療等法規対応サポートサービス

医療機関が患者に再生医療を提供する場合、「再生医療等安全性確保法」に基づき、提供しようとする再生医療のリスクに応じた提供計画を事前に厚生労働大臣に提出することが義務づけられており、また、医療機関が自院で脂肪由来幹細胞や多血小板血漿(PRP)などの特定細胞加工物を製造する場合は、事前に厚生労働大臣へ届出することが必要であります。かかる法的手続きを経ない再生医療等の提供あるいは特定細胞加工物の製造は医療機関において法律違反となり、罰則が科されることとなります。

本サービスにおいて当社は、再生医療を行う医療機関より委託を受けて、医療機関が患者に再生医療を提供する際に必要となる各種申請・届出業務に係る書類作成等のサポート業務を行っております。

当社では、第2種及び第3種再生医療等提供計画書()の作成支援を行うほか、法令等により定められた各定期報告書の作成支援、特定細胞加工物製造届出の支援及び法令遵守に関する各種助言等を行っております。

本サービスでは、計画書等の作成支援サービスまたは各種助言等の役務提供の対価を収益として認識しております。

()「再生医療等提供計画書」とは、再生医療等安全性確保法第4条第1項に定める、再生医療等を提供する医療機関が認定再生医療等委員会の意見を聴取した上で地方厚生局に提出しなければならない書面です。なお、再生医療に用いられる医療技術は、再生医療等安全性確保法において、人の生命及び健康に与えるリスクの度合いから第1種から第3種に分類され、第1種はiPS細胞やES細胞などを用いた上記のリスクが最も高いもの、第2種は培養した幹細胞などを用いた医療技術等で第1種ほど上記のリスクが高くないもの、第3種は第1種及び第2種以外で最も上記のリスクが低い医療技術等とされています。

経営管理支援サービス

本サービスにおいて当社は、医療機関より委託を受けて、KPI(重要業績評価指標)による経営管理手法や人材マネジメント手法の導入及び運営、並びに他の医療機関やアカデミア等との業務提携等をサポートする経営管理支援サービスを提供しております。

本サービスでは、各種支援に係る役務提供の対価を収益として認識しております。

(3) 医療機器販売

当社は、医療機関の円滑な再生医療の提供を支援することを目的とし、医療機関に対して、患者から血液及び脂肪等の組織を採取するために必要な医療機器を販売しております。

当社では、世界的に販売実績のある医療機器メーカーのMedikan Co., Ltd.と国内販売独占契約を締結するなどし、医療機関に販売する医療機器の仕入れ・販売を行っております。

医療機器販売での会計上の収益認識は、一般的な機器販売と同様であります。

(4) 化粧品販売その他

当社は、化粧品販売のビジネスモデルとしてBtoCモデルとBtoBモデルを展開しております。

BtoCモデルでは、当社の再生医療センターでの脂肪由来幹細胞の研究に基づき開発された化粧品ブランド「シグナリフト」の美容液「エクストラエンリッチ」、クリーム「エンリッチクリーム」、及び洗顔ジェル「ジェ

リーウォッシュ」等、一般消費者向けの化粧品の製造販売を行っております。

当社の化粧品は、再生医療関連事業における脂肪由来幹細胞の研究成果をもとに、肌のハリが生まれるメカニズムに着目して開発された独自成分「シグナペプチド」を配合している点が特徴であります。販売手法は自社Webサイトによる通信販売のほか、インターネットショップ、化粧品仕入販売事業者、医療機関・ドラッグストアなど店舗への販売になります。

BtoBモデルでは、自社で開発した化粧品原料である「セルソース Exosome」や「セルソース ヒト幹細胞順化培養液」を化粧品販売事業者に提供しております。また、化粧品販売事業者からの製造委託を受けて自社化粧品原料を使用した化粧品をOEM製造並びに化粧品販売事業者への販売をしております。

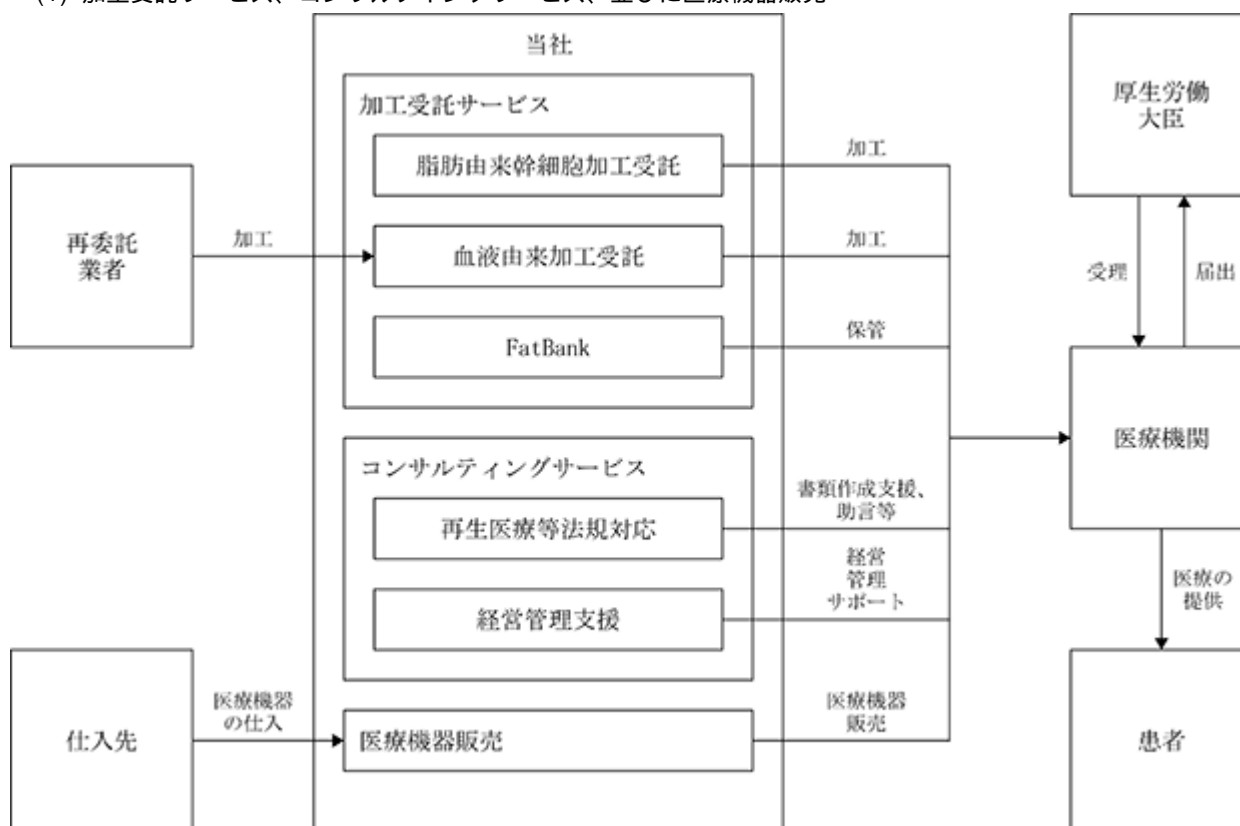
なお、当社が販売する化粧品及びOEM製造を受託した化粧品の製造は化粧品製造業許可を取得している外部事業者へ委託しております。

化粧品販売での会計上の収益認識は、一般的な化粧品販売と同様であります。

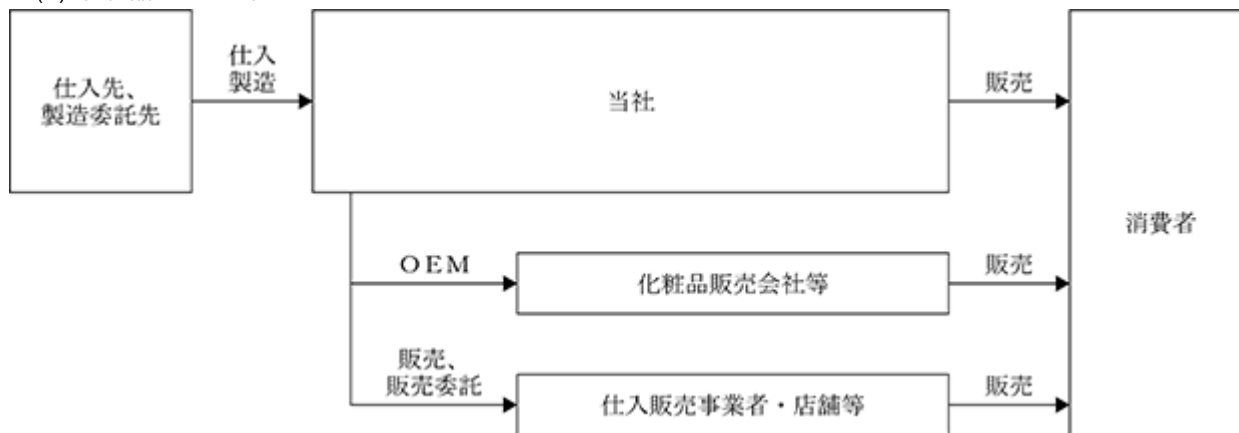
<事業系統図>

以上述べた再生医療関連事業を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。

(1) 加工受託サービス、コンサルティングサービス、並びに医療機器販売



(2) 化粧品販売その他



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
157 (38)	37.0	2.8	6,360

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 2. 臨時雇用者は()内に年間平均雇用人員(月末平均)を外数で記載しております。
 3. 当社の事業は、再生医療関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 4. 従業員数には受入出向社員を含んでおります。
 5. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与には、受入出向社員は含めておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
23.0				

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。
 3. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本書提出日現在における経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針及び経営環境

当社は、2014年11月の「再生医療等安全性確保法」及び「医薬品医療機器等法」施行を踏まえ、再生医療関連事業の産業化推進と同業での新たな価値創出を目指し2015年11月に創設され、当事業年度は第9期となります。

再生医療の市場規模は、世界では2030年には7.5兆円、2040年には12兆円まで達する見込みであり、その中で日本国内の売上は2030年には5,300億円、2040年には9,100億円までの成長が予測されております（[参考] 令和2年9月、第1回再生・細胞医療・遺伝子治療開発協議会、議事資料より）。

当社は、下記のパーパス、ミッション及びバリューのもと、課題解決型企業として、研究から治療の段階へと発展してきた再生医療分野における事業及び再生医療分野事業により獲得したノウハウ・ブランディングを活かしたその他関連事業を行っております。

<パーパス ~当社の社会的存在意義~>

Change Our Future

未来を変える

<ミッション ~当社の社会的使命~>

Freedom of Life with Medical Revolution

すべての人生に自由を 医療に革命を

具体的には、以下3つの社会課題の解決を通じて、社会に新しい価値を創出します。

- 1 . 高齢化問題
- 2 . 少子化問題
- 3 . 財政問題

<バリュー ~当社の価値観~>

Ideas Into Reality アイデアを現実へ

Issue Driven 課題ドリブン

ZERO-Based Decision ゼロベースで考える

Simple and Clear シンプルで明確に

Respect and Fun リスペクトと楽しさを

Be Happy , Make Happiness 幸せになり 幸せにしよう

事業推進にあたっての経営基本方針は下記のとおりであります。

再生医療等安全性確保法に基づく自費診療の分野に注力し、確固たる事業基盤を構築する。

提携医療機関との緊密な関係性を強みとし、自家細胞治療及びエクソソーム関連治療・開発に重点的に資源投入。他家細胞治療分野においては再生医療等製品を製造する他社に対し原料供給者として協働する。

医療・患者データの収集やマーケティング支援等、提携医療機関ネットワークを駆使した再生医療のリアルプラットフォームとして周辺ビジネスに商圈を拡大する。

他社との事業提携を有効に活かし、自社内基盤コストを抑え、高い価格競争力を維持する。

人材への投資は最重要な経営課題と捉え、採用・育成に妥協は許さない。

将来的な海外グローバル展開を視野に、海外における再生医療に関する法令整備の動向を注視する。

過剰な与信リスクを抱えぬよう、取引先の信用状況等を精査し取引先管理に努める。

法的リスクのコントロール及びコンプライアンス遵守は経営及び業務遂行上の基本とし、業界全体の規範となる。

最新のITを駆使して、コミュニケーションコストをミニマイズし、徹底したスピードを追求する。
次の成長戦略を常に描き、足元の事業の拡大・安定化と並行して、次の布石を打つ努力を惜しまない。

(2) 経営戦略

当社の経営戦略は以下のとおりであります。

再生医療関連事業における提携医療機関の増加と新たな治療分野の拡大
再生医療周辺の新規技術開発並びに共同研究への積極的参画による臨床応用の展開加速
学会セミナーの本格展開とアカデミア・医師等との共同治験推進
協会会社等との連携による国内営業力の強化と海外展開推進
再生医療関連事業により蓄積されたデータ、ノウハウを活用した新たな事業展開

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が属する再生医療業界は端緒にすぎたばかりであり、業界を取り巻く環境の今後の動向に不確実性が高く、本書提出日現在、当社では経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標及びその数値目標を定めておりませんが、経営指標の構成要素となり得る、売上高営業利益率(以下、「営業利益率」)、再生医療関連事業における加工受託サービス提供先の医療機関数及び加工受託件数を主要業務係数としてモニタリングしております。

今後、業界動向及び当社の業績の推移等を勘案し、早期に経営指標及び数値目標を決定する予定です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

経営戦略を推進する上で、当社が対処すべき課題を以下のとおり認識し、その解決に向けた取組みが必要であると考えております。

新たな選択肢としての再生医療の認知拡大

当社が展開する再生医療関連事業が属する再生医療市場は、国内外で急速に成長しておりますが、医療機関並びに患者における新たな選択肢としての認知については更なる拡大の余地があります。当社はリーディングカンパニーとして再生医療の社会実装を牽引し、医療機関並びに患者に対するエビデンスに基づいた情報提供をはじめとした啓発活動を続けることが、当社の事業基盤の安定化につながると考えております。

拠点集約による加工受託処理能力の効率化と向上

再生医療等市場の成長を背景に、当社の再生医療関連事業での加工受託件数は、創業来着実に積み上がり、累計数を伸ばしてきました。当事業年度においては、加工受託件数の増加にあわせた処理能力の向上のため、製造拠点の拡大を実現しました。今後当社は、専門的な知識・技能を有する優秀な人材の活用を更に進め、拠点集約による加工業務の改良による作業工程の効率化と技術開発等による、加工受託処理能力の効率化と向上を進めてまいります。

治療・診療データの蓄積・エビデンスの確保

加工受託の実績及び医療機関等との連携による治療・診療等の実績データの蓄積・エビデンスの確保は、学会やセミナー等での展開やアカデミア・医師等との協働推進、さらには新たな事業エリアへの布石に向けて必要不可欠なものであると認識しております。当社では、これまでに9万件超となる加工受託の実績がありますが、今後も、一層データ蓄積・エビデンス確保を重要な経営課題と認識するとともに、その手法についても強化、改善してまいります。

内部統制、内部管理・法令遵守・情報管理体制の強化

事業推進や外部との協業等において、当社の経営管理上の信用力向上が必要となります。そのためには、内部統制システム及びリスク管理・法令遵守・情報等に関する内部管理体制の基盤構築が重要であると認識しております。当社では、かかる内部統制・内部管理体制の強化を継続的に実施してまいります。

知財戦略

当社の事業推進の過程や第三者との共同研究等で獲得した知的財産権の確保は、競争力の確保、将来の事業展開のために重要であると認識しております。当社では、かかる知的財産権を顧問弁理士との緊密な連携により維持・確保してまいります。

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタルトランスフォーメーションの推進は当社の継続的なイノベーションの創出や競争優位の源泉となる無形資産投資であり、経営戦略の重要な課題と認識しております。業務プロセスやビジネスモデル、企業文化等の変革に向けて、担当部署のみならず全社員が当事者意識を持ち、デジタルトランスフォーメーションに向けての投資を推進してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、社長が責任者を務めるコンプライアンス・リスク協議会にて、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた方針、人材・多様性の確保、ならびに気候変動によるリスク機会への対応（TCFD）等のサステナビリティについての取組み方針を協議します。

また取締役会では、コンプライアンス・リスク協議会による協議内容についての報告を受け、かかる方針等に加え、ステークホルダーへの開示及び対話、長期視点での投資計画等の協議・検討を行い、決定するとともに、具体的な活動状況を監督する体制としております。

（1）サステナビリティのための「HSF経営」の推進

当社は、人=Human・社会=Social・未来=Futureにフォーカスした「HSF経営」を推進することにより、当社の社会的存在意義の体現や、社会的使命の実現に直結すると共に、持続可能な社会の実現に向けた社会課題の解決に繋がると考えております。つまり、当社の持続的成長が、持続可能な社会の成長と同期化する経営方針としてHSF経営を掲げ、推進して参ります。

（2）人材・多様性の確保

当社は社歴が浅く小規模組織であるため、今後の事業拡大や企業価値向上に向け、経営戦略策定から事業推進、内部管理等、すべての経営機能の維持・高度化において人材の確保が重要な課題であると認識しております。また当社が事業成長を継続するためには、従業員1人ひとりが成果を最大化し、持続的な成長を続けていくことが重要であると考えております。そのため全ての従業員に公平かつ透明性の高い評価制度を設け、優秀な人材は積極的に登用する方針です。また、人材採用も慎重かつ積極的に行って参ります。

多様性確保の状況については、2024年10月末現在における管理職に対する女性比率は23.0%となっております。また取締役に対する女性比率は14.3%となっております。当社は女性や外国人の具体的な目標比率を設定しておりませんが、今後も全ての属性に対して公平かつ積極的に採用及び登用してまいります。

採用においては優れた能力のみならず、人間性を重視した選考を心がけております。また、社内外での研修・教育の強化などを含む人材育成制度の整備を進めるとともに、機動的な人材活用を制度的にも実施し、人材が企業と共に、若しくはそれ以上のスピードで成長する態勢整備に努めております。これらの方針により獲得した唯一無二の人材同士が企業文化と経営理念を共有し、当社が各ステークホルダーに提供する付加価値の総和の最大化を実現する組織・態勢作りを図っております。

（3）気候変動によるリスク機会への対応（TCFD）

当社は、気候変動に伴う事業活動への影響を把握するため、リスクと機会の分析を行っています。金融安定理事会が提言する「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」のフレームワークを活用し、以下の項目について整理を行いました。

ガバナンス	取締役会の監視体制	気候変動関連のリスク及び機会を含む経営上の最重要事項に関する意思決定機能は取締役会が担っております。また取締役会では、社長が責任者を務めるコンプライアンス・リスク協議会における気候変動関連の協議事項の報告を受け、業務執行及びリスク管理システムの監督を行っております。
	評価・管理する際の経営者の役割	当社の気候変動関連におけるトップマネジメントは社長が担っております。社長は、取締役会のメンバーであり、コンプライアンス・リスク協議会の責任者です。取締役会では、気候変動に関する戦略、リスク管理、指標と目標の進捗状況について、コンプライアンス・リスク協議会における協議事項の報告を受け、業務執行及びリスク管理システムの監督を行います。

戦略	短・中・長期の気候関連リスクと機会	<p>○リスク：TCFDが定義するハイリスクセクターのように、長期的に大規模な事業転換や投資を必要とするような重大な気候関連リスクは認識されていませんが、当社では以下のリスクについて今後対応策を検討してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理的リスク：気候変動に伴う製造設備地域での災害リスク、サプライチェーンの寸断リスク等 ・移行リスク：カーボンプライシングによるコスト増等 ・法令リスク：環境関連法令の厳格化に伴う遵守に向けての体制整備、設備対応等によるコストアップ等 <p>○機会：気候変動に伴う健康寿命の変化に対応した製品・サービスの提供</p>
	戦略・財務計画等を与える影響	<p>新たな規制強化が実施される可能性を念頭に置き、規制動向を注視することが必要であると認識しております。一方で、環境負荷を低減する製造プロセスの構築等、機会のポテンシャルも発生し得ると考えています。</p>
	気候変動シナリオに基づいた戦略のレジリエンス	<p>多様なシナリオにおいての対策検討を実施するとともに、不確実な将来に向けてのレジリエンスを高めてまいります。</p>
リスク管理	識別・評価プロセス	<p>気候変動関連リスクのうち、特に経営に大きな影響を与えるものをコンプライアンス・リスク協議会で全社リスクとして特定します。</p>
	管理プロセス	<p>気候変動関連リスクのうち、特に経営に大きな影響を与えるとして特定されたリスクについては、コンプライアンス・リスク協議会において、リスク評価とリスク低減策を定期的実施・策定し、モニタリングします。</p>
	プロセスとリスク管理全体との統合状況	<p>コンプライアンス・リスク協議会には顧問弁護士がアドバイザーとして出席し、専門的知見で適宜助言を受け、取締役会へ報告します。</p>
指標と目標	評価指標	<p>当社は中長期的な視点をもって環境保全活動を推進しております。しかしながら当社の事業は未だ黎明期であり、当社製品・サービスが大きく拡大していく中でも、日本の2050年におけるカーボンニュートラルに貢献して参りますが、現時点で具体的な指標・目標を定めることは難しいと考えております。</p>
	現状	<p>2024年10月期における当社の電力使用量のうち、再生可能エネルギーが22.8%を占めております。</p>
	目標と実績	<p>2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、以下の取組みを進めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー活用の推進 ・自転車通勤の許可等による温室効果ガス排出量削減への取組み

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、投資家の投資判断にあたってリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、かかるリスク発生の回避及び発生した場合の当社事業、業績又は財務状態への悪影響を最小化するための対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 事業及び事業環境に関するリスク

国内再生医療市場の拡大について

影響度	大	発生頻度	わずかに発生する
当社の リスク認識	<p>現在、当社が扱う加工受託サービスの主な疾患領域は変形性膝関節症としており、当該疾患に対して当社の加工受託サービスを利用して医療機関が行う自家による血液や脂肪由来幹細胞を用いた治療件数は、国内外での有効臨床データの発表や当該治療方法の認知度の高まり等を背景に増加してきており、当社では今後もこの傾向は継続するものと認識しております。しかしながら、自家による血液や脂肪由来幹細胞を用いた再生医療の市場は、いまだ黎明期であり不確実性が高く、今後の法令諸規則の制定・変更や治療効果等の動向によっては医療機関における治療件数の増加が鈍化する事もありえ、その場合には、今後の当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。</p> <p>当社の加工受託サービスの委託者である医療機関においては、自費診療領域にて患者に治療を行うものであり、当社は医療機関から加工受託サービスの対価として委託費を受領しておりますが、将来、当社が提供する加工受託サービスに関する医療機関による治療が保険診療の対象となった場合には、診療報酬の改定等に伴い医療機関から当社への委託費の価格引下げ圧力が生じる可能性があります。また、当社が展開する再生医療分野における加工受託サービスは、今後さらなる拡大が見込まれることから、多くの新規企業による市場参入及び競争激化が想定され、その際にも委託費の価格引下げ圧力が生じ得ます。このような要因により当社の加工受託サービスの委託費の価格低下が生じる場合には、今後の当社の事業推進や経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。</p>		

法的規制について

影響度	大	発生頻度	わずかに発生する
当社の リスク認識	<p>当社の行う加工受託サービス及び医療機器の販売は、「再生医療等安全性確保法」、「医薬品医療機器等法」、「製造物責任法」、及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令の規制を受けております。また、化粧品販売事業で行う業務は、化粧品の仕入れ・販売に関する「医薬品医療機器等法」、自社製品の製造販売に関する「製造物責任法」、事業者の営業活動に関する「不正競争防止法」、製品の製造委託に関する「下請代金支払遅延等防止法」、一般消費者への直接販売に関する「消費者契約法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、及び「特定商取引に関する法律」、並びに「個人情報保護法」等の法令の規制を受けております。</p> <p>当社は、事業に関連する法規制やリスク対応等について、毎月1回定期的に開催する社内のコンプライアンス・リスク協議会において検討するとともに、社内管理体制の維持・強化を図ることにより、これら法令に基づく許可・登録の維持、法令及び関連する諸規則の遵守を徹底する経営基盤を構築しておりますが、当社がこれら法令諸規則に抵触しているとして、許可・登録の取消し処分等を受けた場合、営業停止や課徴金等の行政処分を受けた場合、製造物責任法等に基づく損害賠償責任が発生した場合又はそれらに伴う当社信用の失墜などにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、これら法令諸規則の予期しない制定・変更又は解釈の変更によって、当社において新たな対応が必要となり追加コストが発生する等の場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。</p>		

品質・安全性の確保及び製造・生産体制について

影響度	大	発生頻度	わずかに発生する
-----	---	------	----------

<p>当社の リスク認識</p>	<p>「再生医療等安全性確保法」に基づく当社の脂肪由来幹細胞に関する加工 受託サービスは、厚生労働大臣から「特定細胞加工物製造許可」を得た再生医療センターで行っており、当該加工受託サービスの工程は、同許可の前提となる「標準業務手順書」(SOP)に基づき実施し、品質確保に努めております。また、同法の規制を受けないPFC-FDの加工工程におきましても、同許可に準拠したSOPを作成し、その規定に沿った品質の確保に努めております。</p> <p>また、加工受託サービスにおけるPFC-FD加工及び脂肪由来幹細胞の抽出・培養・保存の処理能力は、加工施設、各種加工機器、及び加工技術者それぞれの処理能力に依存します。当社では受託件数の増加を見込み、受託業務に使用する培地や機器等の改良及び増設などにより作業工程の効率化や専門的な知識・技能を有する優秀な人材の採用と育成を進めております。また、当事業年度において合理的な投資による製造拠点の拡大を実現しましたが、今後も、受託件数の増加ペース加速化を想定し加工施設の増設や新設についても検討してまいります。しかしながら、これら処理能力の増強以上のスピードで医療機関からの委託ニーズが伸長し、当社の処理能力上そのすべてを受託する事ができず事業機会を逸失する場合、又は受託するための処理能力の増強に係る費用が想定以上に膨らんだ場合、計画どおりの人材の確保が行えない、若しくは当社の優秀な人材が流出した場合には、当社の再生医療関連事業の事業拡大に支障が生じ、今後の当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。</p> <p>なお「シグナリフト」ブランドの化粧品については、販売する製品の製造設備を自社で保有せず、すべての製造を株式会社シャロームに委託しています。そのため、何らかの理由で同社への製造委託が維持できない状況となった場合、同社の製造拠点が事故や自然災害などにより生産停止になった場合などには、製造委託の代替先が確保されるまでの間、当社製品の販売機会損失を招き、化粧品販売サービスの売上減少を通じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、化粧品の製造・販売にあたっては、顧客の身体・衛生に危害が生じないよう細心の注意をもって品質と安全性の確認を行い、また、取扱い方法の適切な案内に留意しておりますが、当社が販売する化粧品等により顧客の健康被害等が発生した場合には、賠償対応やリコール対応等による費用が発生し、また当社に対する信用が失墜するなどし、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>
----------------------	--

製造物責任について

影響度	大	発生頻度	わずかに発生する
<p>当社の リスク認識</p>	<p>当社の事業には、製造物責任賠償のリスクが内在しております。当社は製造物責任を負う可能性のある各サービスについて、リスクを定量的及び定性的に検討の上、製造物責任保険を一部付保しておりますが、最終的に当社が負担すべき賠償額を全額カバーできるとは限りません。従いまして、当社が受託した細胞加工物等が患者の健康被害を引き起こした場合、又は当社が販売する医療機器や化粧品の欠陥等による事故が発生した場合には、当社が製造物責任を負う可能性があり、当社の事業推進に支障が生じ、今後の当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、このような事例において結果として当社の責任が否定されたとしても、当社に対する信頼に悪影響が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。</p>		

特定の取引先について

影響度	大	発生頻度	わずかに発生する
当社の リスク認識	<p>当事業年度の売上高4,355,063千円のうち、医療法人社団活寿会（以下、「活寿会」）及び活寿会が運営するクリニックに対する売上の合計額は1,606,622千円と売上高総額の36.9%となっており、活寿会に対する当社の売上依存度は高い水準となっております。活寿会は、主に変形性膝関節症の治療を専門とするクリニックを経営しており、本書提出日現在において、首都圏をはじめ全国に15院を展開しております。当社は、活寿会傘下の各院とは、それぞれの開院以来、加工受託サービスを中心に再生医療関連事業の各サービスを提供するなどし、当社事業拡大にあたり活寿会とは極めて緊密かつ重要な取引関係を築いてまいりました。当社及び活寿会は、今後もこの関係を維持、発展させる方針ではありますが、何らかの理由で将来、両社の関係が悪化し、あるいは活寿会の経営環境が悪化した場合などには、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。尚、当社は、活寿会との関係性にかかわらず、引き続き活寿会以外の取引先の新規開拓、取引深耕も図る方針としております。</p> <p>また、当社で販売する医療機器の一部は、Medikan Co., Ltd.からの仕入れに依存しており、本書提出日現在において当該医療機器の代替製品は確保できておりません。当社では、代替品の確保に向けての施策を検討しておりますが、何らかの理由でMedikan Co., Ltd.からの仕入れが実施できない状況となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。</p>		

再生医療等治療に対する風評リスクについて

影響度	大	発生頻度	わずかに発生する
当社の リスク認識	<p>再生医療に関する規制の枠組みは、「再生医療等安全性確保法」及び、旧薬事法から改定された「医薬品医療機器等法」により整備されましたが、両法は2014年11月に施行された新しい法律であります。今後、両法に基づき再生医療を行う医療機関や関連サービスを提供する事業会社が増えるに従い、再生医療等に関して法令違反行為や医療過誤の発生、又は想定外の治療結果などが起こり得ます。</p> <p>今後医療機関等による法令違反行為等や患者にデメリットとなるような治療、また違法な治療や医療過誤等により重篤な症状を引き起こす事象等が医療機関等で発生した場合には、再生医療全体に対する風評被害となり、結果として当社の事業推進に支障が生じ、今後の当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。</p>		

研究開発について

影響度	大	発生頻度	わずかに発生する
当社の リスク認識	<p>当社では、様々な細胞が分泌する小型の膜小胞であるエクソソームに着目し、再生医療関連事業における新たな製造・加工受託分野の開拓を進めております。また、既に当社が加工受託を実施しているPFC-FDや脂肪由来幹細胞を用いた治療についても各種診療領域での有効性評価などを継続的に実施しております。これら研究開発活動は大学等のアカデミアや他事業者との共同研究を中心に推進しており、当事業年度における研究開発費71,009千円の売上高に対する比率は1.6%と前事業年度と比較して減少しております。ただし、今後の研究方法や具体的な事業化の内容によっては、将来的にはさらなる多額の研究開発費を投じる事により当社の経営成績や財政状態が現状と大きく変化する可能性があります。また、研究開発費に見合うだけの事業化等の成果が得られなかった場合等には、当社の事業拡大に支障が生じ、今後の当社の事業戦略や経営成績に影響を与える可能性があります。</p>		

サイバーリスクについて

影響度	大	発生頻度	わずかに発生する
当社の リスク認識	<p>当社は、安定した事業運営を行う為、十分なシステムセキュリティ体制を構築しておりますが、サイバー攻撃等により当社の製造・生産フローや販売チャネルにシステム障害が発生した場合には、事業の継続に重大な影響を与える可能性があります。また当社は事業活動を通じて、医療機関より患者の個人情報や取引先の機密情報を入手することがあります。これらの情報管理につきましては、サイバー攻撃等による不正アクセスや改ざん、データの破壊、紛失、漏洩等が不測の事情により発生し、レピュテーションを大きく毀損し、結果として業績に悪影響を及ぼす可能性があります。</p>		

個人情報の保護について

影響度	大	発生頻度	わずかに発生する
当社の リスク認識	<p>当社の化粧品販売サービスでは、インターネット等の媒体を利用した個人顧客への直接販売を実施しており、購入者の個人情報を保有しております。また、加工受託サービスを行う際、取引先の医療機関から患者の個人情報を入手する機会があります。</p> <p>当社では、入手した個人情報の管理を徹底していますが、何らかの理由で個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合には、当社の社会的信頼の失墜や賠償金の支払い等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>		

知的財産権について

影響度	大	発生頻度	わずかに発生する
当社の リスク認識	<p>当社は、研究開発活動等により得た技術・ノウハウ等について、顧問弁理士の助言に基づき積極的に特許等をはじめとした知的財産権を確保するよう努めております。また、当社が他社の知的財産権を侵害しないよう十分に留意し疑義ある場合には顧問弁理士に調査を依頼するようしております。</p> <p>第三者により当社の知的財産権が侵害された場合や権利侵害を当社が行ったとして係争を起された場合、又は、当社が獲得した知的財産権が当社の想定に反し有効に活用できない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>		

自然災害等について

影響度	大	発生頻度	わずかに発生する
当社の リスク認識	<p>大地震等の自然災害及び火災等の事故等により、自社及び委託先の製造・加工設備の損壊、配送網の分断、多くの役職員の就業不可状況の長期化等の不測の事態が発生した場合、当社事業の継続に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。</p>		

地球温暖化等の気候変動について

影響度	大	発生頻度	既に発生し、今後影響度が増加
当社の リスク認識	<p>当社は、気候変動によるリスクについて、毎月1回定期的に開催する社内のコンプライアンス・リスク協議会においてリスク評価とリスク低減策を定期的の実施・策定し、モニタリングしております。</p> <p>しかしながら、今後気候変動が進むことにより、製造設備地域での災害リスクやサプライチェーンの寸断リスク、カーボンプライシングによるコスト増、環境関連法令の厳格化に伴う遵守に向けての体制整備や設備対応によるコストアップ等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。</p>		

資材調達について

影響度	中	発生頻度	わずかに発生する
当社の リスク認識	<p>再生医療分野やバイオ医薬分野等においては、世界的な需要の拡大や国際情勢による地政学リスクのレベルの変化に伴い、関連する設備や資材の供給並びに輸送状況が不安定になる状況が発生する可能性があります。</p> <p>資材調達については、改めて供給先の見直し、供給先とのコミュニケーション体制並びに厳格な在庫管理体制の構築を行っております。また複数の代替品を常に供給できるようにしておりますが、再生医療分野やバイオ医薬分野等における需要の急拡大や、国際情勢による輸送状況の懸念、ならびに新型コロナウイルス感染症に類似した事象が起る場合には、資材が不足し加工受託サービスの遅延・停止を引き起こし、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。</p>		

(2) 会社組織に関するリスク

最適な組織構築について

影響度	大	発生頻度	時々発生する
当社の リスク認識	<p>当社の人員体制は、事業の急成長と共に優秀な人材採用を積極的に進めた結果、当事業年度末日現在、取締役7名、従業員157名(2023年10月末比+6名)となっております。</p> <p>当社は、事業の成長や変化並びに人員の増加に合わせて、最適な組織構築を迅速且つ柔軟に行っております。継続的に内部管理体制の強化を進めておりますが、事業や組織の変化に対し、最適な内部管理体制が築けない場合においては、当社の業務推進に支障が生じ、今後の事業拡大に影響を及ぼす可能性があります。</p>		

人材の確保と育成について

影響度	中	発生頻度	わずかに発生する
当社の リスク認識	<p>今後の更なる企業価値最大化のためには、各部門において優秀な人材の確保は重要な経営課題と認識しており、人員の採用・教育を進めております。しかしながら、人材の確保・育成が計画どおりに進まず、又は優秀な人材の流出等が発生した場合には、当社の事業拡大に支障が生じ、当社の事業や経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。</p>		

(3) 財務状況等について

新株予約権による希薄化について

影響度	小	発生頻度	わずかに発生する
当社の リスク認識	<p>当社は、長期的な企業価値向上へのインセンティブや優秀な人材の確保等を目的に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、従業員及び社外協力者に対し新株予約権を付与しております。当事業年度末日現在、これら新株予約権の未行使残である潜在株式数は137,700株であり、発行済株式総数19,806,100株の0.70%に相当します。当社では、今後も、役職員等へのインセンティブ付与等を目的に、新株予約権又はそれに類するエクイティ・インセンティブプランを実施する可能性があります。現在の潜在株式及び将来に付与・発行される新株予約権等の権利行使が行われた場合には、当社株式の1株当たりの価値が希薄化し、さらに、かかる行使により交付された当社株式が市場で売却された場合には、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。</p>		

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の分析

当社は、2014年11月の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(以下、「再生医療等安全性確保法」という。)」と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」施行を踏まえ、再生医療関連事業の産業化推進と同業での新たな価値創出を目指し2015年11月に創設され、当事業年度は第9期となります。

当社は、血液由来加工受託サービス、脂肪由来幹細胞加工受託サービス、滑膜由来幹細胞加工受託サービス、FatBankサービス及び卵子凍結保管受託サービスで構成される「組織・細胞の加工受託・保管サービス」、医療機関に対し再生医療等安全性確保法に関連する書類作成等のサポートを行う再生医療等法規対応サポートや経営管理支援サービスで構成される「コンサルティングサービス」、医療機関が患者から脂肪等を採取するために必要となる機器を販売する「医療機器販売」、並びに「化粧品販売その他」から構成される「再生医療関連事業」を行っております。

当事業年度(2023年11月1日から2024年10月31日まで)におきましては、主事業である血液由来加工受託サービス、脂肪由来幹細胞加工受託サービスにおいて、受託件数が前事業年度比減少しました。また、業容拡大及び企業価値の最大化に向けた製造拠点拡大関連コストに加え、新たに卵子凍結保管受託サービス「卵子凍結あんしんバンク™」のサービス提供の開始に伴い、戦略的なコストを投下しました。これに加え、当事業年度において、当社が提供している滑膜由来幹細胞加工受託サービスについて社会実装の難易度を再評価し、当初見込まれた売上達成が困難であると判断しました。これに基づき、滑膜由来幹細胞加工受託サービスにおいて合理的に算出可能な関連費用を2024年10月期に契約損失引当金として計上しました。これらにより、売上原価、販売費及び一般管理費についても大幅に増加しました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は4,355,063千円(前事業年度比3.4%減)、売上総利益は2,417,411千円(前事業年度比24.1%減)、販売費及び一般管理費は2,288,253千円(前事業年度比16.5%増)、営業利益は129,158千円(前事業年度比89.4%減)、経常利益は236,652千円(前事業年度比80.2%減)、当期純利益は237,940千円(前事業年度比74.2%減)となりました。

各サービス別の概況は、以下のとおりです。なお、当社は「再生医療関連事業」の単一セグメントを採用しております。

(加工受託サービス・コンサルティングサービス)

加工受託サービス又はコンサルティングサービスの契約を締結した提携医療機関数が前事業年度末から206院増加し、当事業年度末には1,955院に拡大いたしました。一方、医療機関あたりの受託件数は伸び悩み、血液由来加工受託サービスと脂肪由来幹細胞加工受託サービスを合計した加工受託件数が前事業年度の26,633件から当事業年度は22,944件に低下するなど、加工受託サービス・コンサルティングサービスの売上高は減少しました。

上記の結果、当事業年度の加工受託サービスの売上高は2,743,569千円(前事業年度比12.8%減)、コンサルティングサービスの売上高は185,797千円(前事業年度比57.3%減)となりました。

(医療機器販売)

医療機器販売は、主に美容クリニック等の医療機関に脂肪吸引機器等の医療機器を販売しております。当事業年度の売上高は、取引先への販売の拡大に伴い1918,566千円(前事業年度比30.3%増)となりました。

(化粧品販売その他)

化粧品販売はBtoCモデルとBtoBモデルがあります。BtoCモデルは、主に自社Webサイトを中心に自社の化粧品を販売しております。またBtoBモデルは、自社で開発した化粧品原料を販売会社に提供、及び販売会社の委託を受けて自社化粧品原料を用いたOEM製造・販売をしております。当事業年度は、BtoBモデルによる化粧品販売が増加し、売上高は507,130千円(前事業年度比126.1%増)となりました。

当社が経営上の主要係数としてモニタリングしている加工受託サービス又はコンサルティング契約を締結した「提携医療機関数」、血液由来加工受託サービスと脂肪由来幹細胞加工受託サービスを合計した「加工受託件数」及び「営業利益率」の各数値、並びにサービス分類別売上高の四半期（3カ月）推移は以下のとおりとなっております。

（金額単位：千円）

	2023/10期 第4四半期	2024/10期 第1四半期	2024/10期 第2四半期	2024/10期 第3四半期	2024/10期 第4四半期	直前四半期 対比
提携医療機関数（期末）	1,749院	1,802院	1,865院	1,923院	1,955院	+32院
加工受託件数	6,049件	5,685件	5,570件	6,271件	5,418件	853件
営業利益率	16.2%	17.5%	7.2%	9.6%	-25.5%	35.1ポイント
（サービス分類別売上高）						
加工受託サービス	793,559	664,394	671,872	712,332	694,970	2.4%
コンサルティングサービス	77,989	56,648	62,770	42,102	24,275	42.3%
医療機器販売	179,775	297,761	188,596	225,539	206,669	8.4%
化粧品販売その他	53,091	154,711	130,917	133,736	87,765	34.4%

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における総資産は7,074,909千円と前事業年度末から195,172千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が460,106千円減少した一方で、建物が352,899千円増加、工具、器具及び備品が168,702千円増加、関係会社株式が131,500千円増加したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債は1,037,807千円と前事業年度末から360,070千円増加いたしました。これは主に、固定負債の契約損失引当金が243,099千円増加したこと及び資産除去債務が146,546千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末の純資産は6,037,101千円と前事業年度から164,897千円減少いたしました。これは主に、当期純利益を237,940千円計上したことと、配当金の395,210千円支払があったため、利益剰余金が157,269千円減少したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は4,320,915千円となり、前事業年度末と比較して460,106千円減少となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動による資金の増加は591,723千円（前年同期は846,691千円の増加）となりました。これは主に、税引前当期純利益294,941千円の計上及び補助金の受取額134,529千円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動による資金の減少は614,961千円（前年同期は624,080千円の減少）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出493,256千円及び関係会社株式の取得による支出131,500千円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動による資金の減少は437,244千円（前年同期は1,449,123千円の増加）となりました。これは主に、配当金の支払額393,608千円等があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

再生医療関連事業のうちコンサルティングサービスに関する、当事業年度における受注実績は以下のとおりとなります。

なお、その他のサービス・事業につきましては、受注から売上計上までの所要日数が短く、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

事業の名称	受注実績(千円)	前年同期比(%)
コンサルティングサービス	5,078	122.4

c. 販売実績

当社は再生医療関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。当事業年度における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
加工受託サービス	2,743,569	12.8
コンサルティングサービス	185,797	57.3
医療機器販売	918,566	30.3
化粧品販売その他	507,130	126.1
合計	4,355,063	3.4

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
医療法人社団活寿会	2,184,663	48.4	1,606,622	36.9
メトラス株式会社	567,340	12.6	714,225	16.4
医療法人社団THE CLINIC Institute	468,559	10.4	531,146	12.2

- 前事業年度末日において、医療法人社団活寿会は傘下に16院のクリニックを開設しており、上表の販売高には同法人及び傘下16院の販売額を合算して記載しております。
- 前事業年度末日において、医療法人社団THE CLINIC Instituteは傘下に6院のクリニックを開設しており、上表の販売高には同法人及び傘下6院の販売額を合算して記載しております。
- 当事業年度末日において、医療法人社団活寿会は傘下に15院のクリニックを開設しており、上表の販売高には同法人及び傘下15院の販売額を合算して記載しております。
- 当事業年度末日において、医療法人社団THE CLINIC Instituteは傘下に6院のクリニックを開設しており、上表の販売高には同法人及び傘下6院の販売額を合算して記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するに当たり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項(重要な会計方針)」に記載されているとおりであります。

当社は、過去の実績や取引の状況に照らして、合理的と考えられる見積り及び判断を行い、その結果を資産、負債の帳簿価額及び収益、費用の全般に反映して財務諸表を作成しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a．事業の主要業務係数について

当社で推進する事業の主要サービスは、血液由来加工受託サービス及び脂肪由来幹細胞加工受託サービスであり、主要業務係数として「提携医療機関数」と両サービスの「加工受託数」をモニタリングしております。当事業年度末の提携医療機関数は1,955院であり、前事業年度末の1,749院から206院増加した一方、加工受託数は前事業年度の26,633件から22,944件に低下しました。今後は整形外科を重点領域とし、血液由来加工受託サービス等の既存サービスに経営資源を集中させて、業績の改善に努めてまいります。

b．収益性について

当社では、当社の企業価値向上と将来に向けての投資等の原資の確保のため、コストコントロールが極めて重要と認識し、そのための主要業務係数として営業利益率を重視しております。当事業年度は、販売管理の予算内コントロールに努めましたが、人件費、広告宣伝費を中心にコストが前事業年度比増加しております。これに加え、当事業年度において、滑膜由来幹細胞加工受託サービスに関連する契約損失引当金を計上したことにより、営業利益率は前事業年度の27.1%から大幅に低下し、3.0%となりました。

今後も、収益拡大とあわせ営業利益率の推移を重要な業務係数としてモニタリングし、コストコントロールに努めてまいります。

c．資本の財源及び流動性の確保について

当事業年度末の純資産額は6,037,101千円、現金及び現金同等物の残高は4,320,915千円となっております。流動比率は1,147.8%、自己資本比率は84.7%であり、多額な資本的支出の予定はなく、また金融機関の当座貸越枠を確保していることから流動性の問題はないものと認識しております。強固な財務基盤を維持しつつ、将来の事業拡大やそのための投資を含めた資金配分の最適化を目指してまいります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 独占販売店契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約期間	契約内容
Medikan Co., Ltd.	韓国	医療機器商品	2020年4月1日から 2026年3月31日まで	指定医療機器商品の日本国内独占販売契約

(2) OEM基本契約書

相手先の名称	契約期間	契約内容
株式会社シャローム	2017年1月1日から 2025年12月31日まで (以降1年毎自動更新)	化粧品及び医薬部外品の製造委託

6 【研究開発活動】

当社の研究開発活動は、主に自家細胞・組織を用いた再生医療に関する臨床応用について、大学や事業会社との共同で実施しております。

当事業年度における研究開発費の金額は71,009千円であり、全額が再生医療関連事業における研究開発費用であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、加工施設設備の増強、品質管理の向上、研究開発機能の充実・強化等を目的とした設備投資を実施しております。

当事業年度の設備投資の総額は538,142千円ですが、その主なものは製造施設にかかる工事費等に関する投資408,000千円であります。

なお、当事業年度において生産能力へ重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

2 【主要な設備の状況】

2024年10月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	リース資産	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社	事務所	168,357	8,282	69,394	16,492	262,526	103
渋谷事務所 (東京都渋谷区)	再生医療 関連事業	加工施設設備	4,259	1,593	-	-	5,853	-
再生医療 センター (東京都渋谷区)	再生医療 関連事業	加工施設設備	4,426	19,036	-	-	23,462	21
羽田グローバルCPC (神奈川県川崎市)	再生医療 関連事業	加工施設設備	296,527	267,278	-	10,540	574,345	33

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等の合計であります。

3. 事務所及び加工施設の建物は賃借しており、年間賃借料は355,019千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	51,840,000
計	51,840,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年1月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,806,100	19,809,700	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は 100株であります。
計	19,806,100	19,809,700	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2025年1月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

a. 第4回新株予約権

決議年月日	2018年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 21 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	28 [26]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,400 [46,800] (注)1,3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20 (注)2,3
新株予約権の行使期間	2020年10月3日から2028年4月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20 資本組入額 10 (注)2,3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。また、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得する事ができる。

当事業年度の末日(2024年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日の前月末現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末日現在は1,800株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社は、2019年3月27日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合、2020年9月10日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合、及び2021年9月10日開催の取締役会決議により、2021年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b. 第5回新株予約権

決議年月日	2019年1月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17 社外協力者 2
新株予約権の数(個)	28
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,400 (注)1,3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	206 (注)2,3
新株予約権の行使期間	2021年1月29日から2029年1月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 206 資本組入額 103 (注)2,3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。また、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得する事ができる。

当事業年度の末日(2024年10月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末日現在は1,800株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社は、2019年3月27日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合、2020年9月10日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合、及び2021年9月10日開催の取締役会決議により、2021年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

c. 第6回新株予約権

決議年月日	2020年5月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 13 社外協力者 5
新株予約権の数(個)	11
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,900 (注)1,3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,178 (注)2,3
新株予約権の行使期間	2022年6月10日から2030年1月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,178 資本組入額 589 (注)2,3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

当事業年度の末日(2024年10月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末日現在は900株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社は、2020年9月10日開催の取締役会決議により、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で、また2021年9月10日開催の取締役会決議により、2021年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

d. 第7回新株予約権

決議年月日	2020年12月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 2
新株予約権の数(個)	20
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,000 (注) 1, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,467 (注) 2, 3
新株予約権の行使期間	2023年1月5日から2030年1月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,467 資本組入額 1,733.5 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

当事業年度の末日(2024年10月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末日現在は300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社は、2021年9月10日開催の取締役会決議により、2021年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

e. 第9回新株予約権

決議年月日	2021年10月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 38
新株予約権の数(個)	33 [30]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,900 [9,000] (注)1,3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,707 (注)2,3
新株予約権の行使期間	2023年10月26日から2031年10月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,707 資本組入額 3,353.5 (注)2,3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得する事ができる。

当事業年度の末日(2024年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日の前月末現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末日現在は300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社は、2021年9月10日開催の取締役会決議により、2021年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

f. 第10回新株予約権

決議年月日	2022年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 29
新株予約権の数(個)	31
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,100 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,210 (注) 2
新株予約権の行使期間	2024年12月21日から2032年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,962 資本組入額 3,481 (注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる株式分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認又は取締役会の決議がなされた時、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得する事ができる。

当事業年度の末日(2024年10月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

g. 第11回新株予約権

決議年月日	2024年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,499 (注)2
新株予約権の行使期間	2026年3月13日から2034年1月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,399 資本組入額 1,200 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、社外協力者の地位にあることを要するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認又は取締役会決議がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当事業年度の末日(2024年10月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年11月27日 (注) 1	72,000	1,992,000	75,513	668,937	75,513	578,937
2019年11月1日～ 2020年10月31日 (注) 2	56,800	2,048,800	3,880	672,818	3,880	582,818
2020年11月1日 (注) 3	4,097,600	6,146,400	-	672,818	-	582,818
2020年11月1日～ 2021年10月31日 (注) 2	62,400	6,208,800	6,303	679,122	6,303	589,122
2021年11月1日 (注) 4	12,417,600	18,626,400	-	679,122	-	589,122
2021年11月1日～ 2022年10月31日 (注) 2	59,400	18,685,800	10,104	689,226	10,104	599,226
2022年11月1日～ 2023年10月4日 (注) 2	370,800	19,056,600	4,893	694,119	4,893	604,119
2023年10月5日 (注) 5	700,000	19,756,600	730,184	1,424,303	730,184	1,334,303
2023年10月6日～ 2023年10月31日 (注) 2	4,500	19,761,100	1,094	1,425,397	1,094	1,335,397
2023年11月1日～ 2024年10月31日 (注) 2	45,000	19,806,100	1,076	1,426,474	1,076	1,336,474

(注) 1. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連する第三者割当増資)

発行価額 2,230円
引受価格 2,097.6円
資本組入額 1,048.8円
割当先 みずほ証券株式会社

2. 新株予約権の権利行使による増加であります。
3. 2020年11月1日付で実施した普通株式1株を3株に分割する株式分割によるものです。
4. 2021年11月1日付で実施した普通株式1株を3株に分割する株式分割によるものです。
5. 2023年10月5日を払込期日とする公募増資による募集株式700,000株を発行しております。1株当たりの価格は次のとおりです。
発行価格 2,176円
引受価額 2,086.24円
資本組入額 1,043.12円
これにより、資本金が730,184千円及び資本準備金が730,184千円増加しております。
6. 2024年11月1日から2024年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が3,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ36千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2024年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	29	105	32	30	11,107	11,312	-
所有株式数(単元)	-	13,185	3,291	21,836	8,887	212	150,327	197,738	32,300
所有株式数の割合(%)	-	6.66	1.66	11.04	4.49	0.10	76.02	100.0	-

(注) 自己株式580株は、「個人その他」に5単元、「単元未満株式の状況」に80株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
山川 雅之	東京都渋谷区	7,173,900	36.22
シリアルインキュベート株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目20-1	1,900,800	9.59
裙本 理人	東京都港区	1,356,000	6.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8-1	1,093,900	5.52
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	BOULEVARD ANSPACH 1, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15-1)	367,349	1.85
BNYM SA/NV FOR BNYM FORBNY GCM CLIENT ACCOUNTSM LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内一丁目4-5)	182,203	0.91
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	169,600	0.85
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15-1)	147,951	0.74
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	96,400	0.48
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	60, AVENUE J.F. KENNEDY L-1855 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	78,494	0.39
計	-	12,566,597	63.44

(注) 発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,773,300	197,733	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 32,300	-	-
発行済株式総数	19,806,100	-	-
総株主の議決権	-	197,733	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式80株が含まれております。

【自己株式等】

2024年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) セルソース株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目23 番21号	500		500	0.00
計	-	500		500	0.00

(注) 上記には単元未満株80株は含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	5	6
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年1月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	580	-	580	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2025年1月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は現在成長過程にあり、事業上獲得した資金については事業拡大のための成長投資に充当することを最優先としつつ、同時に株主様への利益還元を経営上の最重要課題と位置付けております。配当につきましては、設備投資等将来にわたって企業価値を高める資金を勘案しながら、配当性向10%を基準として、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針といたします。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を想定しておりますが、中間配当を行う事ができる旨を定款に定めております。なお、当社は会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う事ができる旨を定めております。

当事業年度におきましては、滑膜由来幹細胞加工受託サービスの契約損失引当金の計上により、当期純利益が前事業年度を大きく下回る結果となりました。これにより、今回の配当は当社が基本方針として定めている配当性向を大きく上回る事となりますが、当社では当初の配当予想を維持することといたしました。

これらを踏まえ、当期の期末配当金は、1株当たり5.00円といたします。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2024年12月18日 取締役会決議	99,027	5.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社では、「コーポレート・ガバナンス」を、企業が継続的に収益を上げ、持続可能性を高めるために必要不可欠な事業の根幹として位置付け、社会のサステナビリティと企業のサステナビリティの同期化の実現を目指すとともに、ステークホルダーに真の利益を提供するための組織体制構築と企業倫理醸成を図っております。

また課題解決型企業として、当社の掲げるコーポレート・ミッション（当社の社会的使命）である「高齢化問題」、「少子化問題」、「財政問題（保険医療費の削減）」の解決を目指すうえで「コーポレート・ガバナンス」の充実が経営の最重要課題の一つと認識しております。同時に「コーポレート・ガバナンス」が有効に機能する為には、ステークホルダーに対して積極的かつ正確な情報を速やかに開示することが肝要と考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a . 企業統治の体制の概要

当社は、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行う取締役会の経営機能及び監督機能の一層の強化、並びに業務執行の機動性・効率性の更なる向上を図るために、2023年1月より監査等委員会設置会社に移行しました。社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、内部統制部門と緊密に連携し、中立・独立の立場から、取締役会による意思決定が適切かつ効率的に行われていることを監督しております。

また、経営の監督と執行の役割分担の明確化のために執行役員制度を導入し、社長及び執行役員により構成される経営会議に業務執行の権限の一部を委譲した上で、取締役会が業務執行の監督をしております。さらに、経営課題に迅速かつ効果的に対応するため、チーフオフィサー（CxO）制度を導入し、各事業における責任を明確化しております。

さらに、当社では、当社経営戦略の効率的な推進について審議するための経営戦略会議、後継者計画を含む取締役の選解任及び報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を通じて当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることを目的とする指名報酬諮問委員会、及び当社の経営上の重要なリスク及びコンプライアンスを審議するための機関であるコンプライアンス・リスク協議会を設置しております。

イ . 取締役会

提出日現在、取締役会は取締役会長を議長とし、取締役4名(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である取締役3名の合計7名(うち社外取締役3名)で構成しております。取締役会では、当社経営の意思決定機関として法令・定款に定められた事項のほか、経営の基本方針並びに重要な事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。取締役会は原則毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行える体制としております。

ロ . 監査等委員会

提出日現在、監査等委員会は、社内取締役1名及び社外取締役2名で構成されております。社内取締役1名は常勤の監査等委員であり、社内事情に精通した常勤の監査等委員が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査担当との連携を密に図ることにより、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めております。また監査・監督の遂行のため、監査等委員会は直接内部監査担当に指示・命令をすることができます。監査等委員会は、原則毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査等委員相互の情報共有により有効かつ効率的な監査・監督を行える体制としております。

ハ . 経営戦略会議

提出日現在、経営戦略会議は、代表取締役、CxO及び執行役員の合計6名により構成され、必要に応じて随時開催されております。経営戦略会議では、当社経営戦略の立案及び推進について審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。

ニ . 指名報酬諮問委員会

提出日現在、指名報酬諮問委員会は、社外取締役3名により構成され、必要に応じて随時開催されております。指名報酬諮問委員会では、取締役の選解任、報酬、及び後継者計画等について審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。

ホ. 経営会議

提出日現在、経営会議は社長を議長とし、社長、Cx0及び執行役員の合計5名で構成され、取締役会決議により委任された事項、取締役会への上程議案、その他経営上重要な事項として社規則で定められた事項を決議しております。経営会議は、原則月1回以上、議案の発生都度、随時開催し、構成員の他、常勤の監査等委員がオブザーバーとして出席するとともに、個別議案に係る従業員が必要に応じ出席しております。

ヘ. コンプライアンス・リスク協議会

提出日現在、コンプライアンス・リスク協議会は、社長、Cx0、執行役員及びその他社長が指名する役員により構成され、原則として毎月1回開催されております。コンプライアンス・リスク協議会には、構成員の他、常勤の監査等委員及び顧問弁護士がオブザーバーとして出席し、社長の諮問を受けて、部門横断組織としてコンプライアンス及び経営上のリスクにおいて種々勘案すべき事項及び行動計画等について協議し、社長に対し必要な答申・報告・立案を行っております。

各機関の提出日現在の構成員は次のとおりであります。(議長、○構成員、オブザーバー)

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営戦略会議	指名報酬諮問委員会	経営会議	コンプライアンス・リスク協議会
代表取締役会長	山川 雅之						
代表取締役社長CEO (注)1	澤田 貴司	○		○			
取締役CX0 (注)2	裙本 理人	○		○		○	○
取締役(社外)	島田 由香	○			○		
取締役 常勤監査等委員	雨宮 猛	○					
取締役(社外) 監査等委員	尾崎 恒康	○	○		○		
取締役(社外) 監査等委員	藤沢 久美	○	○		○		
執行役員COO (注)3 加工受託事業本部長	細田 薫			○		○	○
執行役員CSO (注)4 経営戦略本部長	林 祐太			○		○	○
執行役員 コーポレート本部長	伊賀 智洋			○		○	○
代表取締役社長が 指名する者							○
顧問弁護士							

(注)1 . CEOとは、chief executive officer : 最高経営責任者のことであります。

2 . CX0とは、chief transformation officer : 最高変革責任者のことであります。

3 . COOとは、chief operating officer : 最高執行責任者のことであります。

4 . CSOとは、chief strategy officer : 最高戦略責任者のことであります。

b . 現状の企業統治の体制を採用している理由

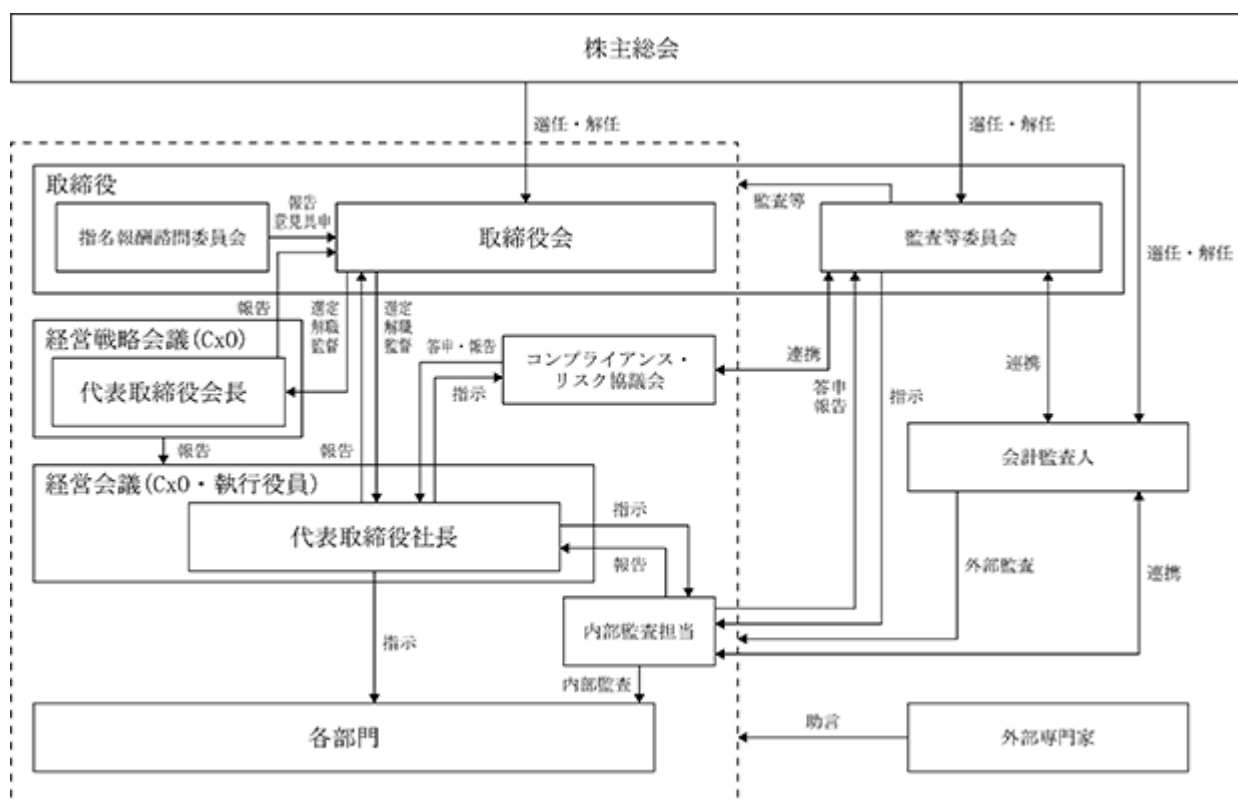
当社は、2023年1月に監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員会設置会社へ移行した理由としては、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、取締役会の監督機能の

強化を図るためであります。また、定款の定めにより、取締役会の決議において重要な業務執行（会社法第399条の13第5項に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することが可能となったことから、迅速且つ的確な経営及び執行判断ができるようになりました。さらに、業務を執行しない取締役との間で責任限定契約を締結することが可能であることから、取締役がその期待される役割を十分に発揮できると考えております。

また当社は、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役3名（監査等委員であるものを含む。）を選任しています。社外取締役は、それぞれ高い専門性を有し、その専門的見地からの確かな経営監視を実行し、取締役会に対して的確な提言と監視機能を果たしています。また、社外取締役3名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めに基づく独立性を有しております。これらの体制により、十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

c. コーポレート・ガバナンスの体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりとなります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当該株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める内部統制システムの整備に関して、取締役会の決議により、以下のとおり体制の整備をしております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- ・ 正しく行動すること、そのために、人=Human・社会=Social・未来=Futureにフォーカスした「HSF経営」の推進を明確にして役職員のコンプライアンス教育を進めるとともに、「パーパス」「ミッション」「バリュー」「セルソース思考22」を示すことにより、価値観の共有・組織文化の醸成を図っております。
- ・ 法令を誠実に遵守し、すべてのステークホルダーに対し、誠意をもって明るく親切かつ丁寧な態度で接することを「倫理規程」に明記しております。またコンプライアンス推進体制や役職員の遵守事項などを「コンプライアンス規程」に明文化する事により、コンプライアンスに対する意識の育成とその遵守徹底を図っております。

- ・ 顧問弁護士にも直接通報できる「内部通報制度規程」を定め、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図っております。
- ・ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等からの不当な要求には一切応じることなく、関係遮断を行うとともに、警察・弁護士等の外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための体制整備を進めております。
- ・ 顧問弁護士がアドバイザーとして出席するコンプライアンス・リスク協議会において、当社事業に関連する全ての法令を洗い出し、それらのリスク評価とリスク低減策を定期的を実施・策定し、モニタリングしております。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 「文書保管管理規程」を定め、各種議事録やその他の重要文書等の取締役の職務執行に係る情報は適切に保存、管理しております。
- ・ 文書管理の責任部署は管理部とし、管理部は文書の保存と閲覧権限を適切に設定し、情報管理を行うとともに、取締役からの要請に基づき、速やかに必要文書を閲覧に供する事ができる体制としております。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 「リスク管理規程」を定め、当社の抱える諸リスクの分類、評価、対応、モニタリング方法等を明確化し、リスクに対する管理体制を構築しています。
- ・ コンプライアンス・リスク協議会において、「リスク管理規程」に基づき会社に発生し得るリスクを洗い出し、それぞれのリスクごとに「重大性」と「発生頻度」でマトリックス評価の上、リスク受容度を測定、その軽重に応じた対応策を実施する事としています。また、実施した対応策の進捗や効果についても同協議会においてモニタリングする事としています。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

- ・ 取締役会を原則毎月1回開催し、必要に応じて使用人がオブザーバーとして出席し、業務の実施内容等を取締役会に報告できる体制をとっております。
- ・ 経営の監督と執行の明確化を図るために執行役員制度を採用するとともに、経営に関する重要な事項を審議及び決議する経営会議を設置しております。経営会議は社長、Cx0及び執行役員で構成され、取締役は必要に応じてオブザーバーとして経営会議に出席できるものとしております。
- ・ 常勤の監査等委員が、取締役会のみならず、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し、役職員の職務執行状況をタイムリーに把握し経営監視の役割を効率的に行える体制をとっております。
- ・ 経営会議の議案の内容及びその採否の結果は毎月実施される定時取締役会において報告され、経営上の重要な事項は取締役に共有される体制としております。
- ・ 「取締役会規程」、「経営会議規程」、「組織規程」、「業務分掌表」及び「職務権限表」において、取締役会及び経営会議等の決議・承認事項並びに職務権限を明確にし、それぞれの会議体の議案が適切に配分されるようにしております。
- ・ 取締役会及び経営会議の事務局を管理部とし、管理部はそれぞれの議案資料の取り纏めと事前配布などにより、議論が効率的に行われるようサポート業務を実施しております。取締役会招集通知は、遅くとも会議の3日前までに議案資料を送付、取締役からの要請等必要に応じて議案資料の事前説明を行う体制としております。

ホ．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効行性に関する事項

- ・ 「監査等委員会規程」において、コーポレート本部長もしくは監査等委員会が指名する他の使用人を監査等委員会の職務を補助すべき使用人として定めております。
- ・ 「監査等委員会規程」により、当該補助使用人が行う補助業務については監査等委員会または監査等委員である取締役の指揮命令に従うものとし、指示された業務の実施内容及び結果の報告は、監査等委員会または監査等委員である取締役に対して行うものとしております。また当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては監査等委員会の事前同意を要することとしております。

- へ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 「監査等委員会規程」において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及びその他の使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した時には、速やかに監査等委員会または監査等委員に報告するものとしております。また、監査等委員会は必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及びその他の使用人に対して報告を求めることができるものとしております。
 - ・ 内部通報制度において、使用人は、組織的または個人的な法令違反行為等に関する情報を常勤の監査等委員に通報できることとしております。
 - ・ 「監査等委員会規程」及び「内部通報制度規程」により、監査等委員会または監査等委員に報告・通報した者に対し、当該報告等を行ったことを理由として、会社はいかなる不利益取扱いも行っていないこととしております。
- ト．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 「監査等委員会規程」において、その職務の執行に関して生じる費用、外部の専門家の助言を受けた場合の費用、職務遂行に必要な知識習得のための費用等について、会社から前払いまたは償還を受けることができるものとしております。
- チ．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 「監査等委員会規程」に基づき、常勤の監査等委員を定めております。
 - ・ 常勤の監査等委員は、稟議書や契約書等の社内文書を閲覧できる権限を有するとともに、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会その他の重要な会議に出席し必要な情報を聴取しています。また、適宜、社長、Cx0及び執行役員と意見交換を行い相互の意思疎通を図っております。常勤の監査等委員は、かかる活動で知りえた情報を非常勤である監査等委員と共有するようにしております。
 - ・ 監査等委員会及び監査等委員は、会計監査人及び内部監査担当と定期的及び必要に応じて随時、情報及び意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携、実効性及び効率性の確保を行っております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を合計15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数
代表取締役社長CEO	澤田 貴司	15回
代表取締役CXO	裙本 理人	13回
取締役会長	山川 雅之	15回
取締役（社外）	村上 憲郎	13回
取締役常勤監査等委員	雨宮 猛	15回
取締役（社外）監査等委員	尾崎 恒康	15回
取締役（社外）監査等委員	藤沢 久美	15回

(注) 1．役職名は当事業年度末日時点のものを記載しております。

指名報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名報酬諮問委員会を合計11回開催しております。指名報酬諮問委員会では取締役及び執行役員の選解任、報酬等について審議致しました。

役職名	氏名	出席回数
代表取締役社長CEO	澤田 貴司	11回
代表取締役CXO	裙本 理人	10回
取締役（社外）	村上 憲郎	11回
取締役（社外）監査等委員	藤沢 久美	6回

(注) 1．藤沢久美氏の指名報酬諮問委員会への出席状況は、2024年1月の就任後に開催された指名報酬諮問委員会の出席状況を記載しております。

2．役職名は当事業年度末日時点のものを記載しております。

株主総会決議事項を取締役会で決議する事ができるとした事項

a．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った事による取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する事ができる旨、及び、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠った事による損害賠償責任を限定する契約を締結する事ができる旨、定款に定めています。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備する事を目的とするものです。

b．剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める事ができる旨を定款に定めています。これは、当社の剰余金の配当等に関する基本方針に従い、機動的な決定を行う事を目的とするものです。

c．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得する事ができる旨を定款に定めています。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、機動的な資本政策を遂行する事を目的とするものです。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定めております。さらに取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う旨を定めております。

株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行う事を目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性2名 (役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	山川 雅之	1964年7月3日	1993年10月 聖心美容外科クリニック開設 2007年4月 THE CLINIC 東京開設 2015年1月 シリアルインキュベート株式会社設立 代表取締役(現任) 2015年11月 当社設立代表取締役 2016年3月 東京ひざ関節症クリニック開設 2019年12月 シナジオン株式会社設立代表取締役 (現任) 2022年1月 当社取締役 2022年2月 フォレストリート株式会社設立代表取 締役(現任) 2024年1月 当社取締役会長 2025年1月 当社代表取締役会長(現任)	(注)2	7,173,900
代表取締役社長CEO	澤田 貴司	1957年7月12日	1981年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1998年11月 株式会社ファーストリテイリング取締 役副社長 2003年2月 株式会社KIACON設立代表取締役社長 2005年10月 株式会社リヴァンプ設立代表取締役社 長兼CEO 2016年4月 同社代表取締役会長 2016年5月 ユニー・ファミリーマートホールディ ングス株式会社(現株式会社ファミ リーマート)取締役 専務執行役員社 長付 2016年9月 株式会社ファミリーマート代表取締役 社長 2021年3月 同社代表取締役副会長 2022年1月 当社社外取締役 2022年3月 株式会社ロツテベンチャーズ・ジャパ ン代表取締役 2024年1月 株式会社ロツテベンチャーズ・ジャパ ン取締役(現任) 当社代表取締役社長CEO(現任)	(注)2	-
取締役CXO	裾本 理人	1982年10月21日	2005年4月 住友商事株式会社入社 2015年11月 当社設立代表取締役 2022年3月 Aiロボティクス株式会社社外取締役 (現任) 2024年1月 当社代表取締役CXO 2024年11月 当社取締役CXO(現任)	(注)2	1,356,000
取締役	島田 由香	1973年7月17日	1996年4月 株式会社パソナ入社 2002年5月 米国ニューヨーク州コロンビア大学大 学院組織心理学修士取得 2014年4月 ユニリーバ・ジャパン・ホールディ ングス株式会社(現ユニリーバ・ジャパ ン・ホールディングス合同会社)取締 役 2018年2月 株式会社YeeY設立代表取締役(現任) 2020年11月 一般社団法人dialogue設立代表理事 (現任) 2021年10月 ユニリーバ・ジャパン・ホールディ ングス合同会社人事総務本部長 2022年4月 合同会社NOTONO代表社員(現任) 2022年11月 一般社団法人日本ウェルビーイング推 進協議会代表理事(現任) 2023年5月 ディップ株式会社社外取締役(現任) 2025年1月 当社社外取締役(現任)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	雨宮 猛	1962年7月14日	1986年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1999年8月 日本オンライン証券株式会社(現auカ ブコム証券株式会社)入社 2002年5月 同社執行役員 2008年6月 同社専務執行役 CFO 2017年6月 当社入社 2017年8月 当社取締役経営管理本部長 2020年3月 当社取締役経営企画本部長 2021年2月 当社取締役最高財務責任者 2022年1月 当社取締役 2023年1月 当社取締役(常勤監査等委員)(現 任)	(注)3	62,700
取締役 (監査等委員)	尾崎 恒康	1969年6月24日	1994年4月 司法研修所 1996年4月 検事任官 1997年4月 福岡地方検察庁 1999年4月 東京地方検察庁特別捜査部 2003年4月 法務省大臣官房訟務部門行政訟務課付 2004年7月 総務省行政管理局企画調整課行政手続 室課長補佐 2005年7月 検事退官 2005年8月 弁護士登録 2008年1月 西村あさひ法律事務所(現西村あさひ 法律事務所・外国法共同事業)パート ナー弁護士 2014年6月 東ソー株式会社社外監査役(現任) 2016年9月 株式会社高田工業所ガバナンス委員会 委員長 2019年1月 当社社外監査役 2023年1月 当社社外取締役(監査等委員)(現 任) 2025年1月 尾崎経営法律事務所 代表(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	藤沢 久美	1967年3月15日	1995年4月 株式会社アイフィス設立代表取締役 2004年6月 一般社団法人投資信託協会理事(現 任) 2011年6月 日本証券業協会公益理事(現任) 2013年6月 株式会社静岡銀行社外取締役 2013年8月 株式会社ソフィアバンク代表取締役 2014年6月 豊田通商株式会社社外取締役 株式会社サイネックス取締役 2014年7月 株式会社お金のデザイン取締役 2016年5月 株式会社クリーク・アンド・リバー社 社外取締役 2018年2月 株式会社CAMPFIRE取締役 2018年3月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ 理事(現任) 2018年10月 株式会社ネットプロテクションズホー ルディングス社外取締役(現任) 2019年4月 一般社団法人Japan Action Tank理事 (現任) 2020年3月 学校法人神石高原学園理事(現任) 2021年1月 当社社外取締役 2021年4月 一般社団法人ジャパン・フィランソロ ピック・アドバイザー理事(現任) 2022年4月 株式会社国際社会経済研究所理事長 (現任) 2023年1月 当社社外取締役(監査等委員)(現 任) 2024年9月 株式会社メルカリ社外取締役(現任)	(注)3	900
計					8,593,500

- (注) 1. 取締役 島田由香、尾崎恒康及び藤沢久美は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2025年1月29日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2025年1月29日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

提出日現在、当社は社外取締役3名（うち監査等委員である社外取締役は2名）を選任しております。

社外取締役島田由香氏は、グローバル企業での人事総務責任者としての豊富な経験と、組織文化の構築支援及びウェルビーイングに関する深い知見を有していることから、当社の組織・人材の健康経営をはじめ、持続的な成長に向けた経営全般に対して有益な助言・提言をいただく事を期待し、社外取締役として選任しております。同氏及びその兼職先と当社との間に重要な利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役尾崎恒康は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、客観的・専門的な視点での問題把握と意見具申により、当社経営において適切な監督・監査・助言をいただく事を期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。同氏及び兼務先と当社との間に重要な利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役藤沢久美は、投資信託評価会社を起業し代表取締役を務め、様々な公職も歴任していることから、これらの豊富な経験・見識に基づき当社経営において適切な監督・監査・助言をいただく事を期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。同氏及び兼務先と当社との間に重要な利害関係はありません。

社外取締役及び監査等委員である取締役の選任にあたり、その独立性に関する基準又は方針として明確に定められた規定等はありませんが、東京証券取引所が定めている独立役員に関する判断基準を参考のうえ、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い見識に基づいた客観的な意見が期待でき、監督・監査機能の強化に適する人材を選定する事を基本方針としております。

社外取締役又は監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、取締役会や監査等委員会に出席するとともに、常勤監査等委員と適宜必要な情報交換を図っております。また、会計監査人及び内部監査担当とも適宜情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

- ・ 当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成され、業務執行部門と常時コミュニケーションを行い、経営会議等の重要会議にオブザーバーとして出席するものとして常勤監査等委員を1名置いております。常勤監査等委員である両宮猛氏は、上場企業の立ち上げから経営に携わり、長年にわたり財務責任者としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査等委員会は、同会で定めた「監査等委員会監査基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に基づき、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制部門との密接な連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況等の監査を実施いたしました。
- ・ 常勤監査等委員は、業務執行部門の重要会議にオブザーバーとして出席するほか、取締役会や経営会議など重要会議の議事録、稟議書などの決裁書類、締結された契約書等を常時閲覧できるなど監査機能の強化を図るとともに、内部監査責任者または内部監査担当者が常時、監査等委員会に出席し内部監査結果を適時詳細に報告するなどして、監査活動の実効性向上を図っております。
- ・ 会計監査人からは、年度監査計画、監査上の主要な検討事項、四半期レビュー結果及び年度監査結果など、会計監査に関する情報提供を受け、全監査等委員により当該情報を共有、必要に応じて審議及び会計監査人と意見交換を行うなどし、監査等委員会は、監査活動において会計監査人と密接に連携しておりま

す。

当事業年度において監査等委員会を12回開催しており、「当事業年度の監査等委員会監査基本方針及び計画」、「会計監査人の報酬に対する同意」など法令・社規則等に基づいた審議・決議のほか、「内部統制システム整備・運用状況」、「取締役の善管注意義務の履行状況」などの個別監査の内容について監査等委員間での情報共有を実施いたしました。個々の監査等委員の出席状況については次の通りであります。

役職名	氏名	出席状況
常勤監査等委員	雨宮 猛	12回 / 12回
監査等委員（社外）	尾崎 恒康	12回 / 12回
監査等委員（社外）	藤沢 久美	12回 / 12回

内部監査の状況

- ・ 当社の内部監査は、「内部監査基本規程」に基づき内部監査を実施されております。当社は2022年11月1日より担当者1名からなる内部監査室を設置しておりましたが、2024年5月1日より、監査責任者である管理本部長の、また2024年11月1日よりコーポレート本部長の監督のもと、内部監査の担当者にて内部監査を実施しております。なお、監査対象が監査責任者の責任を有する部署の主管業務の場合、社長は当該部門所属以外の役職員を当該監査の責任者及び監査担当者に都度任命する事としており、また、必要に応じて個別監査の実施を社長の承認により外部専門機関に委託できる事としております。
- ・ 毎年、期初に、監査責任者は内部監査方針及び年度監査計画を立案し、社長の承認を取得したうえで取締役会及び監査等委員会に報告しております。個別監査は、当該年度監査計画に基づき行われ、監査の結果及び被監査部門による改善活動の状況は、監査責任者または監査担当者から社長及び監査等委員会に直接報告する体制を整えており、特筆すべき事項については、監査等委員会から取締役会への定期的な報告の中で内部監査の状況について報告することにより監査の実効性を確保しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

8年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 奥見 正浩

指定有限責任社員 業務執行社員 鹿島 寿郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名 その他18名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定について、監査法人に必要とされる独立性、専門性及び品質管理体制に加え、当社のビジネスに対する知識・理解の蓄積等を勘案した結果、EY新日本有限責任監査法人は、これらの選定方針に合致し、適切な監査が実施できるものと判断したため選定しております。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った結果、監査の品質が確保されていることを監査等委員会が確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
28,500	2,000	30,500	-

前事業年度における、当社の非監査業務の内容は、市場変更に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、公認会計士との協議により監査等委員会の同意を得た上で決定いたします。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a . 報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬は、取締役会の決議により以下の基本方針を定め、報酬額を決定しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を主に担当している取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査・監督機能を担う監査等委員である取締役並びにその他の取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、知見、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

業績連動報酬等の業績指標の内容及び額または数の算定方法並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬及び株式報酬とする。

現金報酬は、事業環境の見通し等を勘案して支給の是非を決定するものとし、支給額は各取締役の役位・職責に基づいて算出された額を賞与として決定し、毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

株式報酬は、業績連動型譲渡制限付株式報酬として、パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度を採用し、評価期間である各事業年度の終了後に交付する株式には譲渡制限を付する。なお、納税資金を確保する観点から、その一部を金銭で支給する。業績連動型譲渡制限付株式報酬は、原則として、各事業年度において定める業績目標その他の客観的な当社の業績指標等を評価指標として、その達成度に応じて、評価期間終了後に、当社の普通株式を交付する。評価指標として採用する業績指標は各事業年度における経営上の重要性等に応じて取締役会において決定し、業績連動型譲渡制限付株式に係る権利は各事業年度の状況等に応じて取締役会において定める時期に付与する。業績連動型譲渡制限付株式報酬として交付する株式の数及び支給する金銭の額は、各々の職責等を考慮して定める基準となる数または額に、予め定めた評価期間における評価指標の達成度に応じた支給率を乗じて決定する。業績連動型譲渡制限付株式報酬として交付する株式には、一定の期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないとの譲渡制限を付する。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を主に担当している取締役の固定報酬及び業績指標に連動する業績連動報酬等（現金報酬及び株式報酬）の割合については、事業環境や財務状況を踏まえ、基本方針に相応しい割合とする。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については指名報酬諮問委員会の答申を得て取締役会において決議する。

なお、監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員である取締役の協議によって決定する。

b. 2025年10月期の株式報酬（非金銭報酬等かつ業績連動報酬）について

当社は、2025年1月29日の取締役会において、業務執行を主に担当している取締役に対して、以下の内容のとおり株式報酬を付与することを決議いたしました。なお、以下に定める株式報酬の内容が適正であることについては、指名報酬諮問委員会に諮問し、適正である旨の答申を得ております。

< 2025年10月期における株式報酬の内容 >

評価期間	2024年11月1日から2025年10月31日	
権利確定日	2025年10月期に係る定時株主総会の日	
株式の交付及び金銭の支給	2025年に開催される定時株主総会の日から翌年に開催される定時株主総会の日まで（以下「役務提供期間」という。）の間継続して取締役の地位にあったことを条件として、評価期間終了後に評価期間の業績目標達成度等に応じて当社の普通株式を交付するとともに、金銭を支給する。ただし、株式の交付は権利確定日から2か月以内に行うものとする。	
死亡その他正当な理由による途中退任等の場合の取扱い	役務提供期間の間に死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により取締役の地位を喪失した場合は、当該取締役又は権利承継者に対して金銭を支払うものとする	
組織再編等が実施される場合の取扱い	役務提供期間開始後に以下に掲げる事項が当社の株主総会又は取締役会で承認された場合は金銭の支給を行う	
	組織再編等	組織再編等効力発生日
	当社が消滅会社となる合併契約	合併の効力発生日
	当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。）	会社分割の効力発生日
	当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画	株式交換又は株式移転の効力発生日
	株式の併合（当該株式の併合により対象取締役に係る基準交付株式数が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。）	株式の併合の効力発生日
	当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得	会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
	当社の普通株式を対象とする株式売渡請求	会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日
評価指標	営業利益	
評価期間における基準交付株式数	役員	基準交付株式数
	代表取締役社長CEO	50,547株
	その他の付与対象取締役	8,424株

<p>権利確定する株式数</p>	<p>評価期間に係る基準交付株式数 × 営業利益達成率に基づく支給率</p> <p>営業利益達成率に基づく支給率は、評価期間の営業利益の実績値を評価期間の営業利益の予想値（370百万円）で除した値（％）に従って、以下の計算式により算定する。ただし、評価期間の営業利益の実績値及び評価期間の営業利益の予想値は、本制度の対象者の賞与控除前の営業利益を用いて算出するものとする</p> <table border="1" data-bbox="416 338 1238 591"> <thead> <tr> <th>営業利益達成率</th> <th>営業利益達成率に基づく支給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～0%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>0～50%</td> <td>50% - (50% - 営業利益達成率) × 0.5</td> </tr> <tr> <td>50～150%</td> <td>営業利益達成率</td> </tr> <tr> <td>150～200%</td> <td>150% + (営業利益達成率 - 150%) × 0.5</td> </tr> <tr> <td>200%～</td> <td>175%</td> </tr> </tbody> </table>	営業利益達成率	営業利益達成率に基づく支給率	～0%	25%	0～50%	50% - (50% - 営業利益達成率) × 0.5	50～150%	営業利益達成率	150～200%	150% + (営業利益達成率 - 150%) × 0.5	200%～	175%
営業利益達成率	営業利益達成率に基づく支給率												
～0%	25%												
0～50%	50% - (50% - 営業利益達成率) × 0.5												
50～150%	営業利益達成率												
150～200%	150% + (営業利益達成率 - 150%) × 0.5												
200%～	175%												
<p>交付株式数の上限及び金銭支給額の上限</p>	<p>役務提供期間に係る交付株式数の上限及び金銭支給額の上限は、それぞれ以下のとおりとする。なお、かかる交付株式数の上限は、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含む。)によって増減する場合は併合・分割の比率を乗じて調整される。</p> <table border="1" data-bbox="416 792 1291 920"> <thead> <tr> <th>役位</th> <th>交付株式数の上限</th> <th>金銭支給額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表取締役社長CEO</td> <td>61,920株</td> <td>171,428,571円</td> </tr> <tr> <td>その他の付与対象取締役</td> <td>10,319株</td> <td>28,571,428円</td> </tr> </tbody> </table>	役位	交付株式数の上限	金銭支給額の上限	代表取締役社長CEO	61,920株	171,428,571円	その他の付与対象取締役	10,319株	28,571,428円			
役位	交付株式数の上限	金銭支給額の上限											
代表取締役社長CEO	61,920株	171,428,571円											
その他の付与対象取締役	10,319株	28,571,428円											
<p>最終交付株式数及び最終金銭支給額</p>	<p>株式報酬に基づく株式及び金銭の交付及び支給は、権利確定する株式数の70%（1株未満は切り捨て）が最終交付株式数として株式で交付され、残りの権利確定する株式数に評価期間満了時の株価（評価期間が満了する日（同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日）における東京証券取引所における甲の普通株式の終値）を乗じた金額の金銭が最終金銭支給額として支給される（1円未満は切り捨て）</p> <p>ただし、役務提供期間満了後、株式報酬に基づく株式の交付に関する取締役会決議日の前日までに、取締役の地位を喪失した場合、当社は、権利確定日において評価期間に係る業績目標達成度等に基づき確定した権利確定する株式数に、株式報酬に基づく株式の交付に関する取締役会決議日（同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を乗じた金額の金銭を、当該取締役又は権利承継者に対して支払うものとする</p>												

<p>正当な理由による途中退任等の場合の支給金額</p>	<p>正当な理由による途中退任等の場合の支給金額は、次のとおりとする（1円未満は切り捨て）。ただし、この場合の支給金額の上限は60,000,000円とし、途中退任等の日から1か月以内に支給する。</p> <p>【算定式】 評価期間に係る基準交付株式数 × 基準株価 × 在任期間比率 基準株価は、退任又は退職日（同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値とする</p> $\frac{\text{役務提供期間における在任月数}}{12}$ <p>在任月数は、役務提供期間中に取締役の地位に在任した月の合計数をいい、退任の日が月の途中の場合でも当該月は1か月として計算する</p>
<p>組織再編等が実施される場合の支給金額</p>	<p>組織再編等が実施される場合の支給金額は、次のとおりとする（1円未満は切り捨て）。ただし、この場合の支給金額の上限は60,000,000円とし、組織再編等承認日から1か月以内に支給する。</p> <p>【算定式】 評価期間に係る基準交付株式数 × 基準株価 × 評価期間比率 基準株価は、当社の株主総会（ただし、法令等で当社の株主総会の承認を要さない場合は当社の取締役会）で承認された日（同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値とする</p> $\frac{\text{役務提供期間における組織再編等承認日までの月数}}{12}$ <p>役務提供期間における組織再編等承認日までの月数は、役務提供期間開始後、組織再編等承認日までの月数の合計数をいい、組織再編等承認日が月の途中の場合でも当該月は1か月として計算する。</p>

c. 当事業年度の役員報酬等の決定過程における取締役会の活動内容

本書提出日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年1月27日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の使用人分給与は含まない報酬限度額を年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額を50百万円以内と決議頂いており、当該決議終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名、監査等委員である取締役は3名であります。また、2025年1月29日開催の定時株主総会において、業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬として、報酬限度額を年額200百万円以内（上限株式数を年200,000株以内）と決議頂いており、当該決議終結時点での業務執行取締役は2名であります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の個別の報酬については、それぞれ取締役会並びに監査等委員会の決議をもって、決定しております。

d. 当事業年度の役員報酬等の決定過程における取締役会の活動内容

当事業年度における当社の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動につきましては、2024年1月25日及び2024年11月28日開催の取締役会で報酬額を決定しております。

当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を 除く) (社外取締役を除く。)	125,640	124,800	-	840	-	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	9,000	9,000	-	-	-	1
社外役員	29,100	29,100	-	-	-	4

(注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与は支給しておりません。
2. 個別報酬等の金額は記載せず合計額のみを記載しております。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は株式に係る配当金による利益を享受する目的で保有する投資株式を純投資目的で保有する投資株式に区分し、その他の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式について、当社が進める再生医療関連事業の拡大に貢献し、中長期の当社企業価値向上に資する株式のみを保有する方針とし、定期的に、個別銘柄に対するモニタリングを行っております。

具体的には、各年度末時点において、保有目的が純投資以外である有価証券について、期末時価等を基準とした保有金額、取得価額、保有株式数及び保有割合、取得後の状況等を確認し、保有目的を直近の当社の事業方針に照らして、継続保有方針を決定しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	3	79,742
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価額 の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	29,750	再生医療関連事業に資する非上場株式の取得によるもの。
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価額 の合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	1	66,540

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
クオリブス株式会社		20,000	臨床エリア拡大や技術革新等のため当社培養加工処理のアウトソーシングに係る業務委託契約を締結し、同社との安定的な取引関係の維持・強化を目的として保有しております。	無
		32,940		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性は、保有目的、経済合理性、取引状況等により検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年11月1日から2024年10月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナー等に積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,781,022	4,320,915
売掛金	364,279	328,759
商品及び製品	153,453	95,558
仕掛品	38,196	48,364
原材料及び貯蔵品	114,276	139,913
前渡金	13,241	7,249
前払費用	79,463	83,382
その他	48,034	49,909
貸倒引当金	2,787	5,240
流動資産合計	5,589,181	5,068,814
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	411,565	764,464
工具、器具及び備品（純額）	132,381	301,083
リース資産（純額）	88,284	69,394
建設仮勘定	26,510	-
その他（純額）	0	0
有形固定資産合計	1 658,740	1 1,134,943
無形固定資産		
ソフトウェア	19,809	34,123
ソフトウェア仮勘定	-	24,310
無形固定資産合計	19,809	58,433
投資その他の資産		
投資有価証券	152,040	176,571
関係会社株式	-	131,500
長期前払費用	28,287	18,567
繰延税金資産	43,964	147,377
敷金及び保証金	387,713	338,702
破産更生債権等	165	165
貸倒引当金	165	165
投資その他の資産合計	612,004	812,719
固定資産合計	1,290,555	2,006,095
資産合計	6,879,736	7,074,909

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	75,463	93,067
リース債務	20,251	20,571
未払金	103,261	57,658
未払費用	73,199	68,808
未払法人税等	42,773	29,834
未払消費税等	19,503	16,276
未払配当金	-	1,601
前受金	² 57,569	² 37,974
預り金	17,307	15,722
契約損失引当金	-	29,916
賞与引当金	40,012	63,928
受注損失引当金	2,814	2,490
株式報酬引当金	-	3,634
その他	-	107
流動負債合計	452,156	441,592
固定負債		
リース債務	77,291	56,719
資産除去債務	148,289	294,836
長期未払金	-	1,558
契約損失引当金	-	243,099
固定負債合計	225,581	596,214
負債合計	677,737	1,037,807
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,425,397	1,426,474
資本剰余金		
資本準備金	1,335,397	1,336,474
資本剰余金合計	1,335,397	1,336,474
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,377,319	3,220,049
利益剰余金合計	3,377,319	3,220,049
自己株式	1,696	1,703
株主資本合計	6,136,418	5,981,294
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,034	10,353
評価・換算差額等合計	14,034	10,353
新株予約権	51,546	45,453
純資産合計	6,201,999	6,037,101
負債純資産合計	6,879,736	7,074,909

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
売上高	1 4,510,544	1 4,355,063
売上原価	1,325,543	1,937,651
売上総利益	3,185,000	2,417,411
販売費及び一般管理費		
荷造運賃	71,079	65,350
広告宣伝費	32,814	39,713
貸倒引当金繰入額	4,576	2,452
役員報酬	82,800	162,900
給料手当	512,700	633,110
業務委託費	197,782	151,242
地代家賃	203,804	241,492
支払手数料	104,648	139,508
減価償却費	25,480	54,981
研究開発費	2 72,453	2 71,009
賞与引当金繰入額	53,799	91,983
その他	610,714	634,509
販売費及び一般管理費合計	1,963,501	2,288,253
営業利益	1,221,499	129,158
営業外収益		
受取利息	13	48
補助金収入	18,166	111,510
固定資産売却益	-	5,366
雑収入	11,488	7,868
営業外収益合計	29,668	124,794
営業外費用		
支払利息	379	1,362
株式交付費	15,531	20
上場関連費用	25,000	-
為替差損	8,399	2,184
有価証券評価損	1,814	-
投資事業組合運用損	3,077	4,588
賃貸借契約解約損	-	1,594
支払補償費	2,696	6,544
その他	-	1,006
営業外費用合計	56,899	17,301
経常利益	1,194,268	236,652
特別利益		
投資有価証券売却益	34,816	46,540
新株予約権戻入益	8,667	11,749
その他	1,931	-
特別利益合計	45,414	58,289
税引前当期純利益	1,239,682	294,941
法人税、住民税及び事業税	308,353	158,788
法人税等調整額	8,186	101,788
法人税等合計	316,540	57,000
当期純利益	923,142	237,940

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)		当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(製造原価明細)					
材料費	1	286,785	27.1	324,965	20.7
労務費		404,502	38.2	417,948	26.6
経費		367,714	34.7	829,944	52.8
当期総製造費用		1,059,003	100.0	1,572,858	100.0
期首仕掛品棚卸高		23,188		38,196	
合計		1,082,191		1,611,055	
期末仕掛品棚卸高		38,196		48,364	
当期製品製造原価		1,043,995		1,562,690	
期首製品棚卸高		14,079		23,320	
合計		1,058,074		1,586,011	
他勘定振替高	2	4,543		21,874	
期末製品棚卸高		23,320		26,033	
受注損失引当金繰入額		2,805		323	
製品売上原価		1,033,015		1,537,780	
(商品原価明細)					
期首商品棚卸高	3	107,273	25.2	130,132	27.6
当期商品仕入高		319,200	74.8	341,486	72.4
合計		426,473	100.0	471,618	100.0
他勘定振替高		3,813		2,222	
期末商品棚卸高		130,132		69,524	
商品売上原価	292,528		399,871		
売上原価合計		1,325,543		1,937,651	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
契約損失引当金繰入額	-	266,500
地代家賃	58,082	116,650
外注加工費	69,286	102,416
減価償却費	40,896	90,641
消耗品費	53,027	54,853

2 製造原価における他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
商品仕入高 (商品原価)	1,688	1,927
広告宣伝費 (販売費及び一般管理費)	97	85
研究開発費 (販売費及び一般管理費)	1,242	17,322
その他 (販売費及び一般管理費)	1,514	2,538

3 商品原価における他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
材料費 (製造原価)	1,938	1,792
その他 (販売費及び一般管理費)	1,874	429

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、加工受託サービス及び化粧品その他製品については実際総合原価計算を、コンサルティングサービスについては個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	689,226	599,226	599,226	2,454,176	2,454,176	1,696	3,740,933
当期変動額							
新株の発行	736,171	736,171	736,171				1,472,342
剰余金の配当							-
当期純利益				923,142	923,142		923,142
自己株式の取得							-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	736,171	736,171	736,171	923,142	923,142	-	2,395,485
当期末残高	1,425,397	1,335,397	1,335,397	3,377,319	3,377,319	1,696	6,136,418

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	3,045	3,045	41,552	3,785,531
当期変動額				
新株の発行				1,472,342
剰余金の配当				-
当期純利益				923,142
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	10,988	10,988	9,994	20,983
当期変動額合計	10,988	10,988	9,994	2,416,468
当期末残高	14,034	14,034	51,546	6,201,999

当事業年度(自 2023年11月 1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,425,397	1,335,397	1,335,397	3,377,319	3,377,319	1,696	6,136,418
当期変動額							
新株の発行	1,076	1,076	1,076				2,152
剰余金の配当				395,210	395,210		395,210
当期純利益				237,940	237,940		237,940
自己株式の取得						6	6
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	1,076	1,076	1,076	157,269	157,269	6	155,123
当期末残高	1,426,474	1,336,474	1,336,474	3,220,049	3,220,049	1,703	5,981,294

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	14,034	14,034	51,546	6,201,999
当期変動額				
新株の発行				2,152
剰余金の配当				395,210
当期純利益				237,940
自己株式の取得				6
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,681	3,681	6,092	9,774
当期変動額合計	3,681	3,681	6,092	164,897
当期末残高	10,353	10,353	45,453	6,037,101

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,239,682	294,941
減価償却費	63,851	141,997
長期前払費用償却額	14,233	11,229
敷金償却	3,058	12,150
貸倒引当金の増減額（は減少）	4,576	2,452
賞与引当金の増減額（は減少）	15,420	23,915
契約損失引当金の増減額（は減少）	-	273,016
受取利息	13	48
支払利息	379	1,362
固定資産除却損	-	531
固定資産売却損益（は益）	-	5,366
為替差損益（は益）	14,291	376
補助金収入	18,166	111,510
有価証券評価損益（は益）	1,814	-
投資事業組合運用損益（は益）	3,077	4,588
株式交付費	15,531	20
株式報酬費用	21,751	5,656
投資有価証券売却損益（は益）	34,816	46,540
新株予約権戻入益	8,667	11,749
上場関連費用	25,000	-
売上債権の増減額（は増加）	293,051	35,519
棚卸資産の増減額（は増加）	78,903	22,090
前渡金の増減額（は増加）	14,114	5,992
仕入債務の増減額（は減少）	34,228	17,603
前受金の増減額（は減少）	25,918	19,594
その他	35,577	27,492
小計	1,536,229	630,390
利息の受取額	13	48
利息の支払額	379	1,362
補助金の受取額	-	134,529
法人税等の支払額	689,172	174,859
法人税等の還付額	-	2,977
営業活動によるキャッシュ・フロー	846,691	591,723
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	348,072	493,256
有形固定資産の売却による収入	-	5,517
無形固定資産の取得による支出	10,930	46,431
投資有価証券の取得による支出	49,992	54,750
投資有価証券の売却による収入	114,816	66,540
長期前払費用の取得による支出	33,394	3,629
敷金及び保証金の差入による支出	296,507	88
敷金及び保証金の回収による収入	-	42,637
関係会社株式の取得による支出	-	131,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	624,080	614,961

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による支出	-	3,885
株式の発行による収入	1,461,669	-
自己株式の取得による支出	-	6
上場関連費用の支出	6,000	19,000
リース債務の返済による支出	6,546	20,251
配当金の支払額	-	393,608
その他	0	493
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,449,123	437,244
現金及び現金同等物に係る換算差額	14,291	376
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,657,441	460,106
現金及び現金同等物の期首残高	3,123,580	4,781,022
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,781,022	1 4,320,915

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物(建物付属設備を含む)については定額法を採用し、その他の固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	2～10年
その他	5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給にあてるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積る事が可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

(4) 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

従業員に対する将来の当社株式等の給付に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 加工受託サービス

血液由来加工受託サービス

医療機関より委託を受けて、当該医療機関が患者から採取する血液を預かり、その血液から多血小板血漿（PRP）を作成し、活性化させ、成長因子等を濃縮し、無細胞化した後に凍結乾燥（フリーズドライ）を施した「PFC-FD」を作成する加工作業を行っております。これらの収益は、加工の成果物であるPFC-FDの引渡時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

脂肪由来幹細胞加工受託サービス

医療機関より委託を受けて、当該医療機関が患者から採取する脂肪組織を預かり、脂肪組織由来間葉系幹細胞を抽出、培養、凍結保存する加工作業を行っております。患者から採取された脂肪組織の加工作業が完了した時点で加工受託に係る収益を認識しております。また、当該加工の委託者である医療機関からの要請による脂肪由来幹細胞の発送の都度、配送並びに凍結保存の対価として手数料を収受しており、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。

(2) コンサルティングサービス

再生医療を行う医療機関より委託を受けて、医療機関が患者に再生医療を提供する際に必要となる各種申請・届出業務に係る書類作成等のサポート業務、及びKPI（重要業績評価指標）による経営管理手法や人材マネジメント手法の導入及び運営、並びに他の医療機関やアカデミア等との業務提携等をサポートする経営管理支援サービスを行っております。当社の提供する計画書等の作成サービスが完了した時点、又は毎月の役務の提供が終了した時点で収益を認識しております。

(3) 医療機器販売

医療機関に対して患者から血液及び脂肪等の組織を採取するために必要な医療機器を販売しております。これらの収益は、引渡時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、当社の役割が代理人に該当する一部の取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(4) 化粧品販売その他

当社の再生医療センターでの脂肪由来幹細胞の研究に基づき開発された一般消費者向けの化粧品ブランドの製造販売を行っております。これらの収益は、引渡時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、出荷

時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(契約損失引当金の見積り)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
契約損失引当金	-	273,016

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

契約損失引当金の認識は、滑膜由来幹細胞加工受託サービスに関する将来のライセンスフィー支払額相当によって見積もっております。

契約損失引当金の主要な仮定には、契約で定められている期間のライセンスフィーが含まれております。予測不能な前提条件の変化等により結果として、契約損失引当金の追加計上または戻入が必要となる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年10月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払補償費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた2,696千円は、「支払補償費」2,696千円として組替えております。

また、前事業年度において、独立掲記していた販売費及び一般管理費の「業務委託費」と「支払手数料」の一部は、当事業年度より取引の実態をより適切に表すために科目分類を改めた上、金額的重要性を勘案し、当事業年度においては販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、販売費及び一般管理費の「業務委託費」に表示していた35,369千円及び「支払手数料」に表示していた116,056千円は、「その他」として組替えております。

(売上原価明細書関係)

当事業年度より、取引の実態をより適正に表示する観点から、勘定科目の使用法と表示科目を見直しており、「経費」としていた内容の一部を「労務費」として表示区分を変更することといたしました。また、「経費」の内訳についても勘定科目の使用法と表示科目の見直しを行っております。

この結果、前事業年度の売上原価明細書において、「経費」として表示していた375,662千円と「労務費」として表示していた396,554千円は、「経費」367,714千円と「労務費」404,502千円として組替えております。また、前事業年度の売上原価明細書（注）主な内訳の「消耗品費」80,495千円は、53,027千円に組替えております。

（会計上の見積りの変更）

当社は羽田グローバルCPCの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、空調設備の機能強化等の追加工事を行ったこと等により原状回復工事費の増加という新たな情報を入手したため、見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額145,872千円を変更前の資産除去債務に加算しております。

（貸借対照表関係）

- 1 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
建物	25,766千円	70,744千円
工具、器具及び備品	130,095 "	182,235 "
リース資産	14,781 "	33,671 "
その他	34,401 "	34,401 "
計	205,045千円	321,052千円

- 2 契約負債

契約負債については、流動負債の「前受金」に計上しております。契約負債の金額は財務諸表「注記事項（収益認識関係）3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報（1）契約負債の残高等」に記載しております。

（損益計算書関係）

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
一般管理費	72,453千円	71,009千円
計	72,453千円	71,009千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	18,685,800	1,075,300	-	19,761,100

(変動事由の概要)

公募増資に伴う新株発行による増加 700,000株

ストックオプションの権利行使による増加 375,300株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	575	-	-	575

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第6回新株予約権	普通株式	17,100	-	7,200	9,900	4,248
第7回新株予約権	普通株式	6,000	-	-	6,000	7,037
第8回新株予約権	普通株式	8,100	-	4,500	3,600	3,885
第9回新株予約権	普通株式	15,300	-	2,100	13,200	31,455
第10回新株予約権	普通株式	-	4,200	300	3,900	4,919
合計		46,500	4,200	14,100	36,600	51,546

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第6回新株予約権の減少は、権利行使及び権利失効によるものです。

第8回、第9回及び第10回新株予約権の減少は、権利失効によるものです。

第10回新株予約権の増加は、発行によるものです。

3. 第10回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	395,210	20.00	2023年10月31日	2024年1月9日

(注) 1株当たり配当額には、東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更記念配当15.00円が含まれておりません。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	19,761,100	45,000	-	19,806,100

(変動事由の概要)

ストックオプションの権利行使による増加 45,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	575	5	-	580

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 5株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
第6回新株予約権	普通株式	9,900	-	-	9,900	4,248
第7回新株予約権	普通株式	6,000	-	-	6,000	7,037
第8回新株予約権	普通株式	3,600	-	3,600	-	-
第9回新株予約権	普通株式	13,200	-	3,300	9,900	23,591
第10回新株予約権	普通株式	3,900	-	800	3,100	8,175
第11回新株予約権	普通株式	-	8,000	-	8,000	2,400
合計		36,600	8,000	7,700	36,900	45,453

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第8回、第9回及び第10回新株予約権の減少は、権利失効によるものです。

第11回新株予約権の増加は、発行によるものです。

3. 第10回及び第11回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年12月15日 取締役会	普通株式	395,210	20.00	2023年10月31日	2024年1月9日

(注) 1株当たり配当額には、東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更記念配当15.00円が含まれておりま
す。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	99,027	5.00	2024年10月31日	2025年1月14日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
現金及び預金	4,781,022千円	4,320,915千円
現金及び現金同等物	4,781,022千円	4,320,915千円

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
重要な資産除去債務の計上額	148,289千円	145,872千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社事務所の什器一式及び備品等であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
1年内	257,429	288,783
1年超	1,641,931	1,353,148
合計	1,899,361	1,641,931

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画及びその進捗等を勘案し、運転資金については主に金融機関からの短期借入により、また設備投資資金については、金融機関からの長期借入又は、社債等の発行により資本市場から調達する方針であります。一時的な余資は金融機関への普通預金等、安全性及び換金性の高い短期金融資産で運用しております。また、市場リスクは原則として取らない方針であり、デリバティブ取引は通常業務の中で市場リスクが増加した場合にのみ、必要に応じてヘッジ目的に限定し行う方針としています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは発行体の信用リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、すべて1年以内の支払期日であります。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

全般的な管理

金融商品に係るリスクを含む会社が負うリスクについては、「コンプライアンス・リスク協議会」において、各リスクの洗出し、評価、軽減策などについて定期的に協議・確認する体制としております。

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先の信用リスクについては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に主要取引先の信用状況を確認しております。

資金の流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

月商に応じた預金残高を維持するとともに、資金繰表を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、一時的な資金逼迫を想定し、金融機関から資金借入枠を確保しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2023年10月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	32,940	32,940	-
(2) 敷金及び保証金	387,713	283,634	104,079
資産計	420,653	316,574	104,079

1 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24 16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしていません。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	49,992
投資事業有限責任組合への出資	69,107

当事業年度(2024年10月31日)

「現金及び預金」、「売掛金」については、現金であること、及び短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

敷金及び保証金については重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	79,742
投資事業有限責任組合への出資	96,828
関係会社株式(非連結子会社株式)	131,500

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,781,022	-	-	-
売掛金	364,279	-	-	-
合計	5,145,302	-	-	-

当事業年度(2024年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,320,915	-	-	-
売掛金	328,759	-	-	-
合計	4,649,675	-	-	-

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2023年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	32,940	-	-	32,940
資産計	32,940	-	-	32,940

当事業年度(2024年10月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	283,634	-	283,634
資産計	-	283,634	-	283,634

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(2024年10月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. 子会社及び関連会社株式

前事業年度(2023年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年10月31日)

子会社及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式131,500千円）は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2023年10月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	32,940	20,000	12,940

合計	32,940	20,000	12,940
----	--------	--------	--------

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額49,992千円)及び投資事業有限責任組合への出資(貸借対照表計上額69,107千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載していません。

当事業年度(2024年10月31日)

非上場株式(貸借対照表計上額79,742千円)及び投資事業有限責任組合への出資(貸借対照表計上額96,828千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載していません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	114,816	34,816	-
合計	114,816	34,816	-

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	66,540	46,540	-
合計	66,540	46,540	-

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

有価証券について1,814千円(その他有価証券で市場価格のない株式等1,814千円)減損処理を行っております。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度22,170千円、当事業年度27,600千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	21,751千円	5,656千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
新株予約権戻入益	8,667千円	11,749千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権
決議年月日	2017年10月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 12名
株式の種類及び付与数	普通株式 838,800株 (注)
付与日	2017年10月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」、また、「新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年10月24日～2027年10月23日

(注) 株式数に換算して記載しております。2018年5月10日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)、2019年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2020年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)及び2021年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第3回新株予約権
決議年月日	2018年4月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 19名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 183,600株 (注)
付与日	2018年5月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」、また、「新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年5月10日～2028年4月24日

(注) 株式数に換算して記載しております。2019年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2020年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)及び2021年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回新株予約権
決議年月日	2018年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 21名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 169,200株 (注)
付与日	2018年10月3日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」、また、「新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年10月3日～2028年4月24日

(注) 株式数に換算して記載しております。2019年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2020年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)及び2021年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第5回新株予約権
決議年月日	2019年1月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 17名 社外協力者 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 140,400株 (注)
付与日	2019年2月25日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員及び従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」、また、「新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年1月29日～2029年1月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。2019年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2020年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)及び2021年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回新株予約権
決議年月日	2020年5月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 13名 社外協力者 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 30,600株 (注)
付与日	2020年6月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員及び従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年6月10日～2030年1月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。2020年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)及び2021年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第7回新株予約権
決議年月日	2020年12月14日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 6,000株 (注)
付与日	2021年1月5日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員及び従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年1月5日～2030年1月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。2021年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第8回新株予約権
決議年月日	2021年1月7日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 9,000株 (注)
付与日	2021年1月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当て時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員及び従業員の地位にある事及び社外協力者にある事を要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年1月22日～2030年1月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。2021年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第9回新株予約権
決議年月日	2021年10月4日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 38名
株式の種類及び付与数	普通株式 16,200株 (注)
付与日	2021年10月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当時において当社または当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、退任または退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年10月26日～2031年10月3日

(注) 株式数に換算して記載しております。2021年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第10回新株予約権
決議年月日	2022年11月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 29名
株式の種類及び付与数	普通株式 4,200株
付与日	2022年12月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当時において当社または当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、退任または退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合はこの限りではない。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年12月21日～2032年11月29日

	第11回新株予約権
決議年月日	2024年2月26日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 8,000株
付与日	2024年3月12日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、「新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、社外協力者の地位にあることを要するものとする。」としております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年3月13日～2034年1月24日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年10月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権 (注)	第3回新株予約権 (注)	第4回新株予約権 (注)	第5回新株予約権 (注)	第6回新株予約権 (注)
決議年月日	2017年10月23日	2018年4月24日	2018年9月25日	2019年1月28日	2020年5月25日
権利確定前(株)	-	-	-	-	-
前事業年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後(株)	-	-	-	-	-
前事業年度末	14,400	12,600	61,200	57,600	9,900
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	14,400	12,600	10,800	7,200	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	50,400	50,400	9,900

	第7回新株予約権 (注)	第8回新株予約権 (注)	第9回新株予約権 (注)	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2020年12月14日	2021年1月7日	2021年10月4日	2022年11月30日	2024年2月26日
権利確定前(株)	-	-	-	-	-
前事業年度末	-	-	-	3,900	-
付与	-	-	-	-	8,000
失効	-	-	-	800	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	3,100	8,000
権利確定後(株)	-	-	-	-	-
前事業年度末	6,000	3,600	13,200	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	3,600	3,300	-	-
未行使残	6,000	-	9,900	-	-

(注) 株数については、2018年5月10日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)、2019年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2020年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)及び2021年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権 (注)	第3回新株予約権 (注)	第4回新株予約権 (注)	第5回新株予約権 (注)	第6回新株予約権 (注)
決議年月日	2017年10月23日	2018年4月24日	2018年9月25日	2019年1月28日	2020年5月25日
権利行使価格(円)	14	20	20	206	1,178
行使時平均株価(円)	1,686	1,686	1,686	1,206	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-	429

	第7回新株予約権 (注)	第8回新株予約権 (注)	第9回新株予約権 (注)	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2020年12月14日	2021年1月7日	2021年10月4日	2022年11月30日	2024年2月26日
権利行使価格(円)	3,467	3,204	6,707	4,210	1,499
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1,173	1,079	2,383	2,752	900

(注) 権利行使価格については、2018年5月10日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)、2019年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2020年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)及び2021年11月1日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

4. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第11回ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	70.75%
予想残存期間 (注) 2	5.94年
予想配当 (注) 3	5円/株
無リスク利率(注) 4	0.397%

(注) 1. 2019年10月28日から2024年3月12日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 割当日: 2024年3月12日

権利行使期間: 2026年3月13日から2034年1月24日

なお、採用した予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。

3. 東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更記念配当15円を除いた直近の配当実績によっております。

4. 評価基準日における償還年月日2030年2月20日の超長期国債(30)2の国債利回り(日本証券業協会の売買参考統計値より)を採用しております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式としております。

6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	108,259千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	70,261千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
繰延税金資産		
前受金	8,692千円	9,221千円
未払賞与	17,989 "	24,687 "
敷金償却額	5,230 "	7,209 "
未払事業税	12,308 "	5,160 "
貸倒引当金	904 "	1,655 "
一括償却資産	1,451 "	1,070 "
株式報酬費用	3,456 "	3,835 "
有価証券評価損	3,479 "	3,479 "
契約損失引当金	- "	83,597 "
資産除去債務	- "	90,278 "
その他	2,207 "	10,821 "
繰延税金資産小計	55,720千円	241,017千円
評価性引当額	- "	- "
繰延税金資産合計	55,720千円	241,017千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,193 "	4,569 "
資産除去債務に対応する除去費用	- "	89,071 "
補助金収入	5,562 "	- "
繰延税金負債合計	11,756千円	93,640千円
繰延税金資産純額	43,964千円	147,377千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%	1.6%
住民税均等割	0.1%	1.0%
賃上げ促進税制による税額控除	4.4%	7.9%
試験研究費等の税額控除	1.1%	3.9%
企業版ふるさと納税による税額控除	- %	1.2%
その他	0.5%	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.5%	19.3%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸契約に基づく退去時における原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算出方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.375%を使用して資産除去債務の金額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を1.375%で割り引き、変更前

の資産除去債務残高に145,872千円加算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
期首残高	- 千円	148,289千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	148,289 "	- "
時の経過による調整額	- "	674 "
見積りの変更による増加額	- "	145,872 "
期末残高	148,289千円	294,836千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、「再生医療関連事業」の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：千円)

加工受託サービス	3,146,328
コンサルティングサービス	435,234
医療機器販売	704,693
化粧品販売その他	224,287
顧客との契約から生じる収益	4,510,544
その他の収益	-
外部顧客への売上高	4,510,544

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

加工受託サービス	2,743,569
コンサルティングサービス	185,797
医療機器販売	918,566
化粧品販売その他	507,130
顧客との契約から生じる収益	4,355,063
その他の収益	-
外部顧客への売上高	4,355,063

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)7.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(1) 契約負債の残高等

契約負債は顧客から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受金で、サービス提供時点又はサービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期末残高は以下のとおりです。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債（前受金）残高に含まれていた額は31,651千円であります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2023年10月31日)
顧客との契約から生じた債権	
売掛金（期首残高）	657,331
売掛金（期末残高）	364,279
契約負債	
前受金（期首残高）	31,651
前受金（期末残高）	57,569

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(1) 契約負債の残高等

契約負債は顧客から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受金で、サービス提供時点又はサービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期末残高は以下のとおりです。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債（前受金）残高に含まれていた額は57,569千円であります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2024年10月31日)
顧客との契約から生じた債権	
売掛金（期首残高）	364,279
売掛金（期末残高）	328,759
契約負債	
前受金（期首残高）	57,569
前受金（期末残高）	37,974

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「再生医療関連事業」のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	加工受託サービス	コンサルティングサービス	医療機器販売	化粧品販売その他	合計
外部顧客への売上高	3,146,328	435,234	704,693	224,287	4,510,544

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
医療法人社団活寿会	2,184,663	再生医療関連事業
メトラス株式会社	567,340	再生医療関連事業
医療法人社団THE CLINIC Institute	468,559	再生医療関連事業

(注) 当事業年度末日において、医療法人社団活寿会は傘下に16院のクリニックを開設しており、上表の売上高には同法人及び傘下16院への販売額を合算して記載しております。

また、同様に医療法人社団THE CLINIC Instituteは、当事業年度末日において傘下に6院のクリニックを開設しており、同法人及び傘下6院への販売額を合算して記載しております。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	加工受託サービス	コンサルティングサービス	医療機器販売	化粧品販売その他	合計
外部顧客への売上高	2,743,569	185,797	918,566	507,130	4,355,063

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
医療法人社団活寿会	1,606,622	再生医療関連事業
メトラス株式会社	714,225	再生医療関連事業
医療法人社団THE CLINIC Institute	531,146	再生医療関連事業

(注) 当事業年度末日において、医療法人社団活寿会は傘下に15院のクリニックを開設しており、上表の売上高には同法人及び傘下15院への販売額を合算して記載しております。

また、同様に医療法人社団THE CLINIC Instituteは、当事業年度末日において傘下に6院のクリニックを開設しており、同法人及び傘下6院への販売額を合算して記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
1株当たり純資産額	311.25円	302.52円
1株当たり当期純利益	48.88円	12.02円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	47.93円	11.96円

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	923,142	237,940
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	923,142	237,940
普通株式の期中平均株式数(株)	18,884,191	19,802,005
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	376,894	97,562
(うち新株予約権(株))	(376,894)	(97,562)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権方式によるストックオプション 第10回新株予約権 (2022年11月30日取締役 会決議、株式の数3,900 株)	新株予約権方式によるス tockオプション 第11回新株予約権 (2024年2月26日取締 役会決議、株式の数8,000 株)

(重要な後発事象)

(子会社の設立)

当社は、2024年10月31日開催の取締役会において、当社が100%出資する子会社の設立を決議し、2024年11月1日付でハイブリッドメディカル株式会社を設立いたしました。

1. 設立の目的

当社は、2015年の創業以来、再生医療等に用いられる細胞・血液の加工受託サービスを中心に事業を展開してきました。そのような中で、整形外科を中心とした全国の医療機関とより密な連携を図るため新たに医療機関の運営サポートに特化した子会社を設立いたします。

2. 子会社の概要

(1) 名称	ハイブリッドメディカル株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 片岡賢太郎
(4) 資本金	1億円
(5) 設立年月日	2024年11月1日
(6) 出資比率	当社 100%
(7) 事業内容	医療機関の運営サポート

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	437,332	409,957	12,080	835,208	70,744	57,057	764,464
工具、器具及び備品	262,476	227,876	7,033	483,318	182,235	58,492	301,083
リース資産	103,066	-	-	103,066	33,671	18,889	69,394
建設仮勘定	26,510	360,181	386,691	-	-	-	-
その他	34,401	-	-	34,401	34,401	-	0
有形固定資産計	863,786	998,014	405,805	1,455,995	321,052	134,439	1,134,943
無形固定資産							
ソフトウェア	32,372	21,871	-	54,243	20,120	7,557	34,123
ソフトウェア仮勘定	-	31,240	6,930	24,310	-	-	24,310
無形固定資産計	32,372	53,111	6,930	78,553	20,120	7,557	58,433
長期前払費用	55,116	3,629	36,269	22,476	3,908	11,229	18,567

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	製造施設にかかる工事	262,128千円
	見積りの変更による資産除去債務の増加	145,872千円
工具、器具及び備品	製造施設にかかる什器・備品等	224,713千円
建設仮勘定	製造施設にかかる工事・什器・備品等	360,181千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	20,251	20,571	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	77,291	56,719	-	2024年～2028年
合計	97,542	77,291	-	-

(注)1.リース債務について、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2.リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	20,890	21,215	14,613	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,952	5,405	-	2,952	5,405
賞与引当金	40,012	63,928	40,012	-	63,928
受注損失引当金	2,814	2,490	-	2,814	2,490
株式報酬引当金	-	3,634	-	-	3,634
契約損失引当金	-	273,016	-	-	273,016

(注)1.貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2.受注損失引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

明細に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	4,306,274
当座預金	3,054
外貨預金	11,586
計	4,320,915
合計	4,320,915

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
医療法人社団活寿会	133,342
医療法人社団THE CLINIC Institute	48,502
メトラス株式会社	39,140
株式会社Haab Skin	7,394
HIME CLINIC	4,244
その他	96,134
合計	328,759

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	
364,279	4,711,648	4,747,167	328,759	93.5	26.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品及び製品

区分	金額(千円)
商品	
医療機器	69,524
計	69,524
製品	
化粧品	26,033
計	26,033
合計	95,558

仕掛品

品名	金額(千円)
加工受託検体	46,545
コンサルティングサービス案件	471
化粧品	1,348
合計	48,364

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
加工受託製造用資材	123,562
化粧品用容器等	15,132
計	138,694
貯蔵品	
梱包材・パンフレット	1,103
その他	115
計	1,218
合計	139,913

買掛金

相手先	金額(千円)
コージンバイオ株式会社	21,315
株式会社バイオテック・ラボ	10,714
株式会社シャローム	6,787
創作メディカル株式会社	5,148
尾崎理化株式会社	4,451
その他	44,651
合計	93,067

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	1,173,516	2,227,673	3,341,383	4,355,063
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	212,718	439,774	549,363	294,941
四半期(当期)純利益 (千円)	143,901	299,977	374,208	237,940
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	7.27	15.15	18.90	12.02

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	7.27	7.88	3.75	6.88

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年10月31日
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日及び毎年10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 https://www.cellsource.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第8期(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日) 2024年1月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年1月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第9期第1四半期(自 2023年11月1日 至 2024年1月31日) 2024年3月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第9期第2四半期(自 2024年2月1日 至 2024年4月30日) 2024年6月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2024年10月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書。

2025年1月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年1月31日

セルソース株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 見 正 浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿 島 寿 郎

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセルソース株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セルソース株式会社の2024年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

加工受託サービスの売上高	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の再生医療関連事業は、加工受託サービス、コンサルティングサービス、医療機器販売及び化粧品販売その他のサービスで構成されており、そのうち加工受託サービスの売上高2,743,569千円は、会社の売上高4,355,063千円の63%を占めている。会社にとって売上高は重要な指標である。加工受託サービスでは、主として加工作業が完了した時点、又は加工の成果物の出荷時点で売上を計上している。当事業年度の加工受託サービスの取引についてはシステム対応が図られていることから、受注管理システムの受注情報及び取引情報はデータ連携ツールによる一定の加工が行われた後、販売管理システムに取り込み処理が行われ、売上金額はそれらの情報及び販売管理システムに登録された単価情報を用いて販売管理システムで自動計算されている。当該加工受託サービスの個々の売上は売上全体と比較して少額ではあるが、提携医療機関数及び加工受託件数は多数となり、業務処理量も膨大となっていることから、当該売上計算の仕組みに誤りが生じると不適切な売上金額が計上される可能性があると判断される。以上より、当監査法人はITに依存して売上額が自動計算される加工受託サービスの売上高について、当事業年度の財務諸表監査においては特に重要であるため、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、当事業年度においてITに依存して売上額が自動計算される加工受託サービスの売上高が適切に計上されているかを検討するにあたり、当監査法人内部のITの専門家を監査チームに関与させて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受注管理システムから会計システムへの売上計上の正確性を担保するために会社が構築した内部統制の整備・運用状況の有効性の評価を行った。 ・ 関連するITシステムにかかるユーザーアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT一般統制を検討した。 ・ ITシステムによる自動化された業務処理統制を理解するため、システム管理者へ質問又はプログラム仕様書等を閲覧した。 ・ 受注管理システムからデータ連携ツールを利用した販売管理システムへの連動について、サンプルでシステム間連動が正確に行われていることを検証した。 ・ 販売管理システムの単価マスタについて、契約書等の関連証憑との突合を実施した。 ・ 連動された受注情報及び取引情報と単価マスタを利用して、販売管理システムで計算された売上金額について再計算を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セルソース株式会社の2024年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、セルソース株式会社が2024年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程

を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。